

風水害を対象とした  
避難情報の判断・伝達マニュアル  
(ひな形)

令和〇年〇月制定

令和〇年〇月改正

〇〇市町村

## はじめに

市町村の状況に応じて記述する

- ・ 近年の災害や住民の意識の変化傾向
  - ・ 地域特性や住民の意識・行動パターン等から考えられる避難情報の判断・伝達マニュアルの必要性
- 等

## 目次

はじめに	2
略語一覧	4
1. 避難行動（安全確保行動）	5
1.1 避難行動の目的	5
1.2 避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）	5
1.3 避難行動が必要な区域	7
2. 避難行動、避難情報と防災気象情報（警戒レベルと警戒レベル相当情報）	11
2.1 避難情報等と居住者等がとるべき行動（警戒レベルの詳細）	11
2.2 避難情報の発令や自主的な避難に資する防災気象情報 （警戒レベル相当情報の詳細）	14
2.3 警戒レベル相当情報以外の防災気象情報	20
2.4 段階的に発表される防災気象情報と市町村の防災対応	22
3. 避難情報の発令対象区域の設定（絞り込み）	25
3.1 絞り込みの必要性	25
3.2 絞り込みの基本的考え方	25
3.3 伝達の際に用いる地区名	26
4. 避難情報発令判断に至るまでの流れ	27
4.1 大雨による土砂災害	28
4.2 大雨による洪水・浸水害（河川氾濫・内水氾濫）	30
4.3 台風に伴う災害（暴風・高潮・大雨）	32
4.4 特別警報級の台風による災害（暴風・高潮・大雨）	34
4.5 段階的に発表される防災気象情報と対応する行動等	36
5. 災害危険区域から避難所までの経路と所要時間	37
5.1 平良区	37
5.2 有銘区	39
6. 風水害時における関係機関との協力体制及び担当者の連絡先	41
6.1 村内各災害危険地区における監視体制	41
6.2 助言を求める関係機関	42
7. 避難情報の伝達文例	43
7.1 防災行政無線	43
7.2 緊急速報メール（エリアメール）	63
巻末参考資料	
0. 情報システムの活用	
1. 自然災害の特性	
2. 沖縄地方の過去災害	
3. 観測極値表など	
4. 用語集	



# 1. 避難行動（安全確保行動）

## 1.1 避難行動の目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。居住者等は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練等しておく必要がある。

- (1) 災害種別毎に、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか
- (2) それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか（避難先、避難経路、避難手段、家族等との連絡手段等）
- (3) どのタイミングで避難行動をとれば良いか

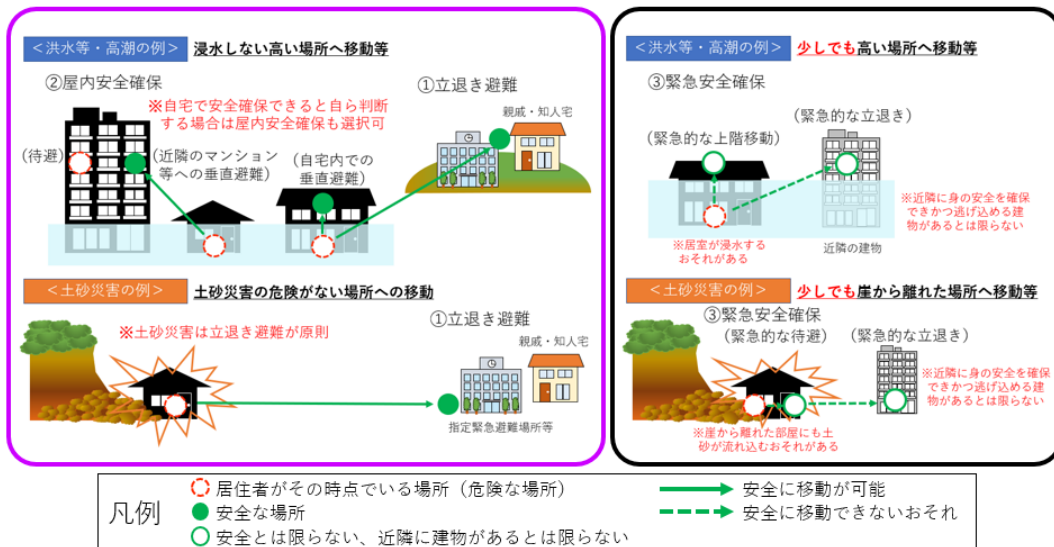
## 1.2 避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）

身の安全を確保するためにとる次の全ての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「1.2.1 立退き避難」が避難行動の基本である。「1.2.1 立退き避難」、「1.2.2 屋内安全確保」、「1.2.3 緊急安全確保」について表のとおり整理するとともに、避難行動のイメージ図を示す。

避難行動の整理表

避難行動	避難先 (詳細)	居住者等が平時にあらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム※1 当該行動をとる際の確保の有無	当該行動をとる際の避難情報	当該行動が関係する災害種別
緊急安全確保	・安全とは限らない自宅・施設等 ・上階へ移動 ・上層階に留まる ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣の建物（適切な建物がある場合は）と安全だと自ら判断する場合に移動等	・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとれる直ちに身の安全を確保するための行動を確認等	リードタイムを確保できないと考えられる時にとらざるを得ない行動	警戒レベル5 緊急安全確保	洪水・浸水害 土砂災害 高潮
~~~~~ 警戒レベル4までに必ず避難 ~~~~~					
立退き避難	安全な場所	・指定緊急避難場所（小中学校・公民館、マンション・ビル等の民間施設等） ・安全な自主避難先（親戚・知人宅、ホテル・旅館等）等	・避難経路が安全かを確認 ・自主避難先が安全かを確認 ・避難先への持参品を確認 ・地区防災計画や個別避難計画等の作成・確認等	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示	洪水・浸水害 土砂災害 高潮
屋内安全確保	安全な自宅・施設等	・安全な上階へ移動 ※「上階へ移動」は、自らが居る建物内に限らず、近隣の身の安全を確保可能なマンションやビル等の民間施設がある場合に、当該建物の上階へ移動（垂直避難）することを含む ・安全な上層階に留まる等	・ハザードマップ等で家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深、浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で身の安全を確保でき、かつ、浸水による支障※2を許容できるかを確認 ・市町村・地域と民間施設間で避難に関する協定を締結 ・孤立に備え備蓄等を準備等	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示	洪水・浸水害 高潮 (土砂災害は自宅・施設等が外力により倒壊するおそれがあるため立退き避難が原則)

※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、基本的には、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。  
 ※2 支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ



避難行動のイメージ（洪水・浸水害・高潮、土砂災害の例）

### 1.2.1 立退き避難

ハザードマップ等に掲載されている洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、高潮浸水想定区域等や、そのような区域に指定されていない又はハザードマップ等に掲載されていないものの災害リスクがあると考えられる地域（中小河川沿い、局所的な低地、山裾等）（以下「災害リスクのある区域等」という。）の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、災害対策基本法（以下「災対法」という。）第60条第1項に規定される避難行動の基本である。

#### ■「立退き避難」の避難先例

##### 1) 指定緊急避難場所

（災害の危険から身の安全を確保するために避難する場所として、あらかじめ市町村が指定した施設・場所。小中学校、公民館、マンション・ビル等の民間施設等）

##### 2) 安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先

（これらが存する場所や避難経路が安全であるかをハザードマップ等であらかじめ確認するとともに、遠方にある場合は早めに避難する。）

●当該行動が関係する災害： 洪水、浸水害、土砂災害、高潮

●当該行動をとるタイミング： 警戒レベル3 高齢者等避難、警戒レベル4 避難指示の発令時

●当該行動は、リードタイム\*を確保できる場合にとるべき避難行動

※リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、基本的には、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

### 1.2.2 屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「1.2.1 立退き避難」が最も望ましいが、洪水・浸水害及び高潮に対しては、住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存在する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等が自らの確認・判断でとり得る行動である。

ただし、自宅・施設等自体は災害リスクのある区域等にあり浸水するおそれがあるため、「屋内安全確保」を行うためには少なくとも以下の条件が満たされている必要があり、居住者等が自ら確認・判断する必要がある。

① 自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域<sup>※1</sup>に存在していないこと

② 自宅・施設等に浸水しない居室があること

③ 自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障<sup>※2</sup>を許容できること

※1 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域のこと。なお、この区域に指定されていなくても、一般に河川や堤防に面した場所に自宅・施設等が存在していると、災害リスクは高い。

※2 支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

#### ■「屋内安全確保」の行動例

##### 1) 自宅・施設等の浸水しない上階への移動（垂直避難と呼称されることもある）

※「上階への移動」は、自らが居る建物内に限らず、近隣に身の安全を確保可能なマンションやビル等の民間施設がある場合に、当該建物の上階へ移動（垂直避難）することも含んでおり、災害リスクのある区域等の外側の指定緊急避難場所が遠方にある場合などに避難先の選択肢として検討することが考えられる。ただし、緊急時の避難が円滑になされるよう、平時より避難に関する協定を市町村・地域と当該民間施設間で締結しておくことが望ましい。

##### 2) 自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（待避）

●当該行動が関係する災害<sup>※1</sup>： 洪水・浸水害、高潮

●当該行動をとるタイミング<sup>※2</sup>： 警戒レベル3 高齢者等避難、警戒レベル4 避難指示の発令時

●当該行動は、リードタイムを確保できる場合にとり得る避難行動

※1 土砂災害及び津波については、自宅・施設等が外力により倒壊するおそれがあるため、立退き避難が推奨されている。

※2 上階への移動は一般に立退き避難より短時間で行うことができるが、急激な水位上昇による居室の浸水に備え、立退き避難と同じ警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難することが望ましく、また、発令されていなくても就寝はあらかじめ安全な上階ですべきである。なお、居室が浸水すると、家具が倒れたり、水圧で扉が開かないなどして居室から身動きが取れなくなり、上階への移動ができなくなる場合もあることに留意が必要である。

### 1.2.3 緊急安全確保

「1.2.1 立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難が遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況※<sup>1</sup>に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

ただし、本行動は、災害が既に発生・切迫している状況において避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。例えば、移動した上階まで浸水したり、崖から離れた部屋まで土石流が流れ込むことがありえ、また、近隣に相対的に安全な建物があるとは限らない。また、災害が発生・切迫している状況下で市町村長から警戒レベル5緊急安全確保が発令されるとは限らない。さらに、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市町村は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には居住者等自らの判断に委ねざるを得ない。

このため、市町村は居住者等への避難情報の周知・普及啓発の際、当該行動をとるような状況は極めて危険で回避すべきものであり、このような状況に至る前の警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難する必要があることを強調する必要がある。

※「避難を安全にできない可能性がある状況」の例は以下のとおり

（災害発生後）

- ・河川が氾濫し、自宅・施設等や避難経路が大規模に浸水している状況
- ・避難経路で土砂災害が発生し、通行不可能な状況

（災害発生直前）

- ・立退き避難中に河川が氾濫し、氾濫水や道路の路肩決壊等により被災するおそれがある
- ・立退き避難中に避難経路で土砂災害が発生し被災するおそれがある
- ・大雨・夜間の移動は視界が限られ、また、水路・下水道等が氾濫していれば路面が見えにくくなるため、道路の側溝や蓋が外れたマンホール等に落下するおそれがある
- ・暴風による飛散物により被災するおそれがある
- ・立退き避難中にアンダーパス等の浸水箇所にて車で侵入し、立ち往生するおそれがある

■「緊急安全確保」の行動例（ただし、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。）

- 1) 洪水・浸水害、高潮のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動する。
- 2) 土砂災害のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で待避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する。

- 当該行動が関係する災害： 洪水、浸水害、高潮
- 当該行動をとるタイミング： 警戒レベル5緊急安全確保
- 当該行動は、リードタイムを確保できない場合にとらざるを得ない避難行動

## 1.3 避難行動が必要な区域

### 1.3.1 洪水・浸水害（河川氾濫、内水氾濫）

水害で避難行動が必要な区域は、各河川の洪水ハザードマップの浸水想定区域や、「浸水想定区域図（沖縄県河川課）」を参照する※<sup>1</sup>。以下に、立退き避難が必要な区域（対象建物）を示す。以下に該当しない場合は、自らの判断で屋内安全確保も可能である。

（1）比較的大きな河川（水位周知河川等）

- ・護岸から水があふれたり（越流）した場合を想定した、護岸に沿って一定の幅の区域※<sup>2</sup>。
- ・河川が氾濫した場合、浸水深が概ね0.5mを超える区域の平屋家屋（床上浸水を想定）。
- ・河川が氾濫した場合、浸水深が概ね3mを超える区域の2階建て家屋（1階居室への浸水を

- 想定)。
- ・河川が氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（命の危険の脅威はないが、長期間の浸水家屋内の孤立が生じるため、立退き避難をする）。
- (2) 山間部等の川の流が速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流により家屋の流失をもたらす可能性のある河川
- ・河川沿いの家屋<sup>※1</sup>。
- (3) 河川の氾濫域内の地下、半地下の空間や建物
- ・建物の地下部分
  - ・下水道工事等、地下で作業を行っている場合も含める。
  - ・道路のアンダーパス部分（立退き避難ではないが立ち入りの注意が必要）。
- (4) 水位周知河川以外の小河川や下水道による浸水の氾濫域
- 氾濫による浸水域の最大水深がほとんど床下相当以下と想定されることから、基本的には立退き避難は必要ないが、最大浸水深が概ね0.5m以上となる平屋家屋の場合や上記（3）の場合のように個別に地域を確認する必要がある。

※1：沖縄県地図情報システム（防災）等で得られる。

<http://gis.pref.okinawa.jp/pref-okinawa/Portal>

※2：具体的な幅の設定に参考になる情報として、河川管理者が家屋倒壊等氾濫想定区域を設定している場合がある。水位周知河川については、沖縄県地図情報システムにも掲載されている。

### 1.3.2 土砂災害

木造家屋は土砂災害によって倒壊、流失、埋没する危険性があり、命の危険を脅かすことが多いことから、避難情報が発令された場合、土砂災害による被害が想定される区域内では、屋内安全確保とはせず、早めに立退き避難を行う。一方で、避難のリードタイムが取れない場合や、指定緊急避難場所等への立ち退きがかえって危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動し身の安全を確保する。

立退き避難が必要な区域は、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所（沖縄県地図情報システム等で得られる）等である。以下に、土砂災害について立退き避難が必要な区域を示す。

- (1) 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」
- 住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域が土砂災害警戒区域であり、立退き避難の対象とすべき区域である。
- (2) 土砂災害危険箇所
- ①急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域：傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地の崩壊によって被害が想定される区域に人家や公共施設のある急傾斜地およびその近接地。
  - ②土石流危険渓流箇所の被害想定区域：渓流の勾配が 3 度以上あり、土石流が発生した場合に人家や公共施設等の被害が予想される危険区域。
  - ③地すべり危険箇所の被害想定区域：空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生するおそれがあると判断された区域のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与えるおそれのある区域。
- (3) その他の場所
- 土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所以外の場所でも土砂災害が発生する場合もあるため、これらの区域等の隣接区域も避難の必要性を確認する。また、降雨時においては、前兆現象や土砂災害の発生した箇所の周辺区域についても避難の必要性について検討する。

### 1.3.3 高潮災害

高潮災害について避難行動が必要な区域は、高潮浸水予測図（沖縄県地図情報システム等で得られる）を参照する。以下に、立退き避難が必要な区域を示す。以下に該当しない場合は、自らの判断で屋内安全確保も可能である。

- (1) 高潮時に海岸堤防等を越えた波浪や堤防決壊等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃



することを想定し、海岸堤防等から陸側の一定の範囲（海岸堤防に隣接する家屋）等  
(2) 潮位が海岸堤防等の高さを大きく超えること等により、深い浸水等が想定される以下の範囲

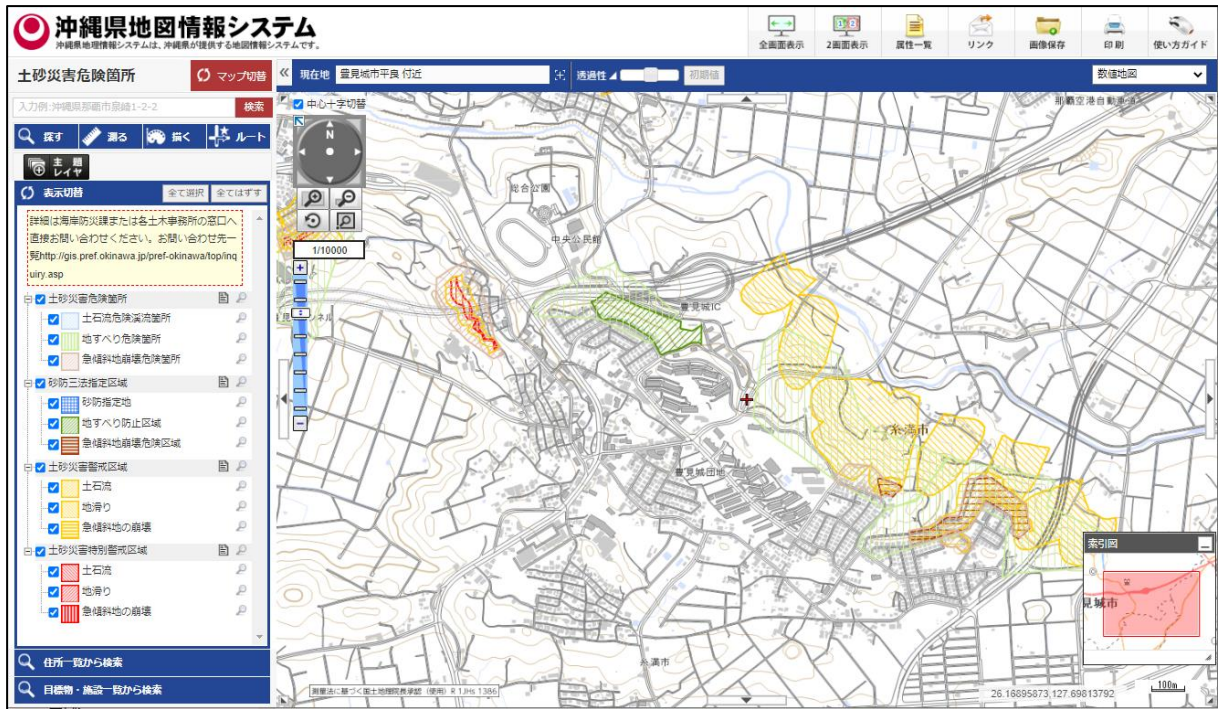
- ① 堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね 0.5m を超える区域の平屋家屋
- ② 堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね 3m を超える区域の 2 階建て家屋
- ③ 堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（長期間の浸水家屋内の孤立者が多数発生した場合には、救出や水・食料等の供給が困難となるおそれがあるため、立退き避難をする）
- ④ 地下街、建物の地下部分
- ⑤ 下水道工事等、地下で作業を行っている場所
- ⑥ 道路のアンダーパス部分（立退き避難ではないが、立ち入りの注意が必要）

< 沖縄県の地図情報システム >

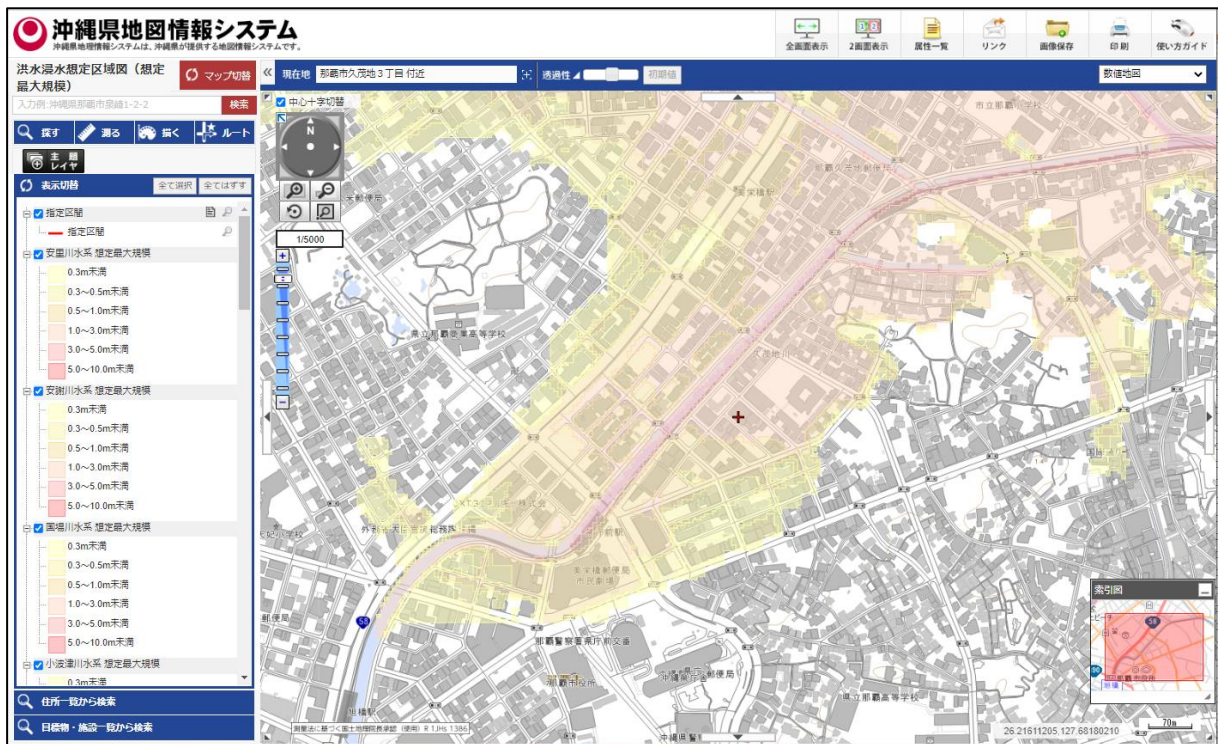


マップ選択から必要な地図情報を表示させる。





豊見城市内の土砂災害危険箇所等の表示例



那覇市内の洪水浸水想定区域の表示例

## 2. 避難行動、避難情報と防災気象情報（警戒レベルと警戒レベル相当情報）

### 2.1 避難情報等と居住者等がとるべき行動（警戒レベルの詳細）

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。

警戒レベルの一覧表

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</li> <li>●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</li> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> <li>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul>
【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれ高い</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</li> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれあり</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</li> <li>・高齢者等<sup>※</sup>は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul>
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発表される状況：気象状況悪化</li> <li>●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認</li> <li>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</li> </ul>
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ</li> <li>●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める</li> <li>・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</li> </ul>

※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者

#### 2.1.1 警戒レベル1 早期注意情報（発表者：気象庁）

##### ●状況 ⇒ 「今後気象状況悪化のおそれ」

警戒レベル1早期注意情報は、気象状況が現在はまだ悪化していないが、数日後までに悪化するおそれがある状況において、気象庁から市町村単位を基本として（正式には、翌日までは天気予報と同じ区分、2日先から5日先までは週間天気予報と同じ区分毎に）発表される情報である。具体的には大雨等について、警報級の現象が5日先までに予想されている、つまり大雨等について警報が発表される可能性がある又は高い場合に発表される情報である。

早期注意情報は、気象庁のホームページ（<https://www.jma.go.jp/bosai/warning/>）から地域を選択することで確認することができるが、居住者等は通常、早期注意情報を踏まえたテレビ・ラジオ等における天気予報によって、今後の気象状況の悪化のおそれについて把握することとなる。

##### ●居住者等がとるべき行動 ⇒ 「災害への心構えを高める」

居住者等は、防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める必要がある。

自主的な避難先（親戚・知人宅やホテル・旅館等）の調整や、屋内安全確保をする場合には備蓄の補充等、時間を要する準備については居住者等の判断で自主的に進めておくことが望ましい。

#### 2.1.2 警戒レベル2 大雨・洪水・高潮注意報（発表者：気象庁）

##### ●状況 ⇒ 「気象状況悪化」

警戒レベル2大雨注意報・洪水注意報・高潮注意報は、それぞれ大雨・洪水・高潮の気象状況が悪化している状況（それぞれの注意報基準に数時間後に到達する状況）において、気象庁から

市町村単位を基本として発表される情報である。

これら注意報の発表状況は、気象庁のホームページ (<https://www.jma.go.jp/bosai/warning/>) から確認することができるが、居住者等は通常、テレビ・ラジオ等における天気予報によって把握することとなる。

#### ●居住者等がとるべき行動 ⇒ 「自らの避難行動を確認」

居住者等は、ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。

なお、避難するに当たって持参する荷物をまとめる等の避難準備については平時に済ませておくことが望ましいが、まだ行っていない場合は、自らが避難するタイミングである警戒レベル3 高齢者等避難や警戒レベル4 避難指示が発令される前までに行う必要がある。

### 2.1.3 警戒レベル3 高齢者等避難（発令者：市町村長）

#### ●状況 ⇒ 「災害のおそれあり」

警戒レベル3 高齢者等避難は、災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。

警戒レベル3 高齢者等避難の発令により高齢者等が指定緊急避難場所等に避難し始めることが想定されるが、指定緊急避難場所が開放されていなくても、市町村長は適切なタイミングで警戒レベル3 高齢者等避難を発令する必要がある。指定緊急避難場所は、市町村職員が開放するのではなく、自主防災組織をはじめとした居住者等が開放できるようにし、平時より準備・訓練等を行っておく必要がある。

#### ●居住者等がとるべき行動 ⇒ 「危険な場所から高齢者等は避難」

市町村長から警戒レベル3 高齢者等避難が発令された際には、高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれることに留意する。

具体的にとるべき避難行動は、「1.2.1 立退き避難」を基本とし、洪水・浸水害及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「1.2.2 屋内安全確保」することも可能である。

また、本情報は高齢者等のためだけの情報ではない。高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。以下、早めの避難が望ましい場所の例である。

- ・急激な水位上昇のおそれがある中小河川沿い
- ・浸水しやすい局所的に低い土地
- ・避難経路が局所的な浸水や土砂災害等により通行止めになり孤立するおそれがある場所
- ・突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域等

※避難先が遠方にある場合は、移動に必要な時間だけ早期に避難すべきである

なお、緊急時に市町村の職員が指定緊急避難場所を速やかに開放できるとは限らないため、自主防災組織をはじめとする居住者等が開放できるようにしておくなど、工夫も必要である。

以上を基本とするが、施設管理者等については、施設の実情に合わせた避難支援を行うこと。

### 2.1.4 警戒レベル4 避難指示（発令者：市町村長）

#### ●状況 ⇒ 「災害のおそれ高い」

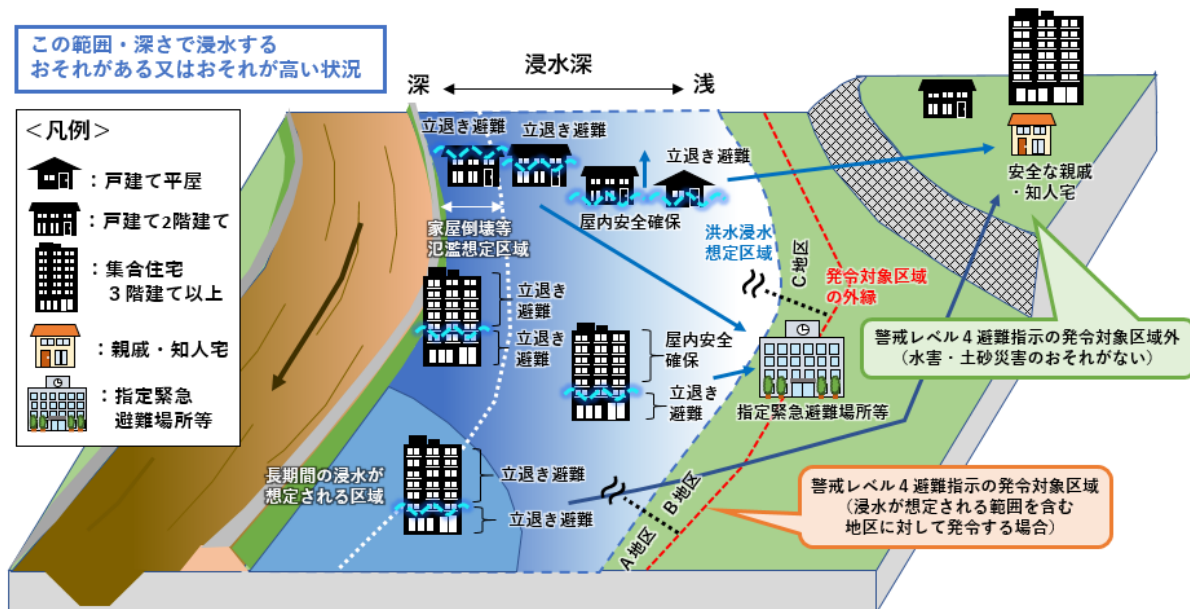
警戒レベル4 避難指示は、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況において、市町村長から必要と認める地域の必要と

認める居住者等に対し発令される情報である。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。

●居住者等がとるべき行動 ⇒ 「危険な場所から全員避難」

市町村長から警戒レベル4 避難指示が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。

具体的にとるべき避難行動は、「1.2.1 立退き避難」を基本とし、洪水・浸水害及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「1.2.2 屋内安全確保」することも可能である。



<※以下、1つでも該当すれば立ち退く必要があるが、いずれにも該当しない場合は屋内安全確保も可能>

<p>①全居室が浸水する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3階以上: 5m~10m未満 (1階床上浸水~4階地下浸水)</li> <li>2階: 3m~5m未満 (2階床上~1階下浸水)</li> <li>1階: 0.5m~3m未満 (1階床上~1階下浸水)</li> <li>1階床下: 0.5m未満 (1階床下浸水)</li> </ul>	<p>②家屋倒壊等氾濫想定区域に入っている。</p> <p>堤防高の大きな堤防整備済み区間における 堤防決壊や越流による氾濫流は流れの勢いが非常に強いため、木造家屋は倒壊するおそれがある</p>	<p>③長期間※1の浸水が許容できない※2</p> <p>※1 想定される浸水継続時間が公表されている場合は、その時間          ※2 考えられる支障の例          ・水、食糧、薬等の確保困難          ・電気、ガス、水道、トイレ等の確保困難</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

警戒レベル3 高齢者等避難や警戒レベル4 避難指示の発令時に居住者等がとる行動のイメージ

2.1.5 警戒レベル5 緊急安全確保（発令者：市町村長）

●状況 ⇒ 「災害発生又は切迫」

警戒レベル5 緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況※、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「1.2.1 立退き避難」を中心とした避難行動から、「1.2.3 緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。

ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市町村が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市町村長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市町村は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、市町村は平時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。

※災害「発生」時の状況の例としては、河川堤防の決壊を含む河川の氾濫発生や、集中的な土砂災害の発生等が考えられ、また、災害が「切迫」している状況とは、災害が発生直前又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況のことであり、その例としては、水位の推定値等から河川が氾濫している可能性がある判断できる場合や、集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況となっている場合、潮位の状況から浸水が既に発生

している可能性が高い場合等が考えられる。このため、本情報は既にリードタイムがない、又は明らかに不足している状況において発令されることがある情報である。

(注) 災害切迫時に既に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の複数の災害が切迫した場合（洪水が切迫し発令した後、土砂災害も切迫した場合等）でも、直ちに身の安全を確保するよう既に求めているため、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令することがないように注意する（「1.2.3 緊急安全確保」の行動をとるよう繰り返し呼びかけはするべきだが、情報の受け手が混乱するため再度の「発令」はしないようにする。）。

複数の災害リスクがある区域においては、例えば洪水への警戒に対し警戒レベル5 緊急安全確保を発令する時点で、土砂災害においても今後同様に災害が切迫することも想定されるため、洪水に対して警戒レベル5 緊急安全確保を発令する時点で、少しでも高いところへの移動を求めるとともに、少しでも崖から離れることも求める等、両方の災害を警戒する緊急安全確保行動を求めるとなる。

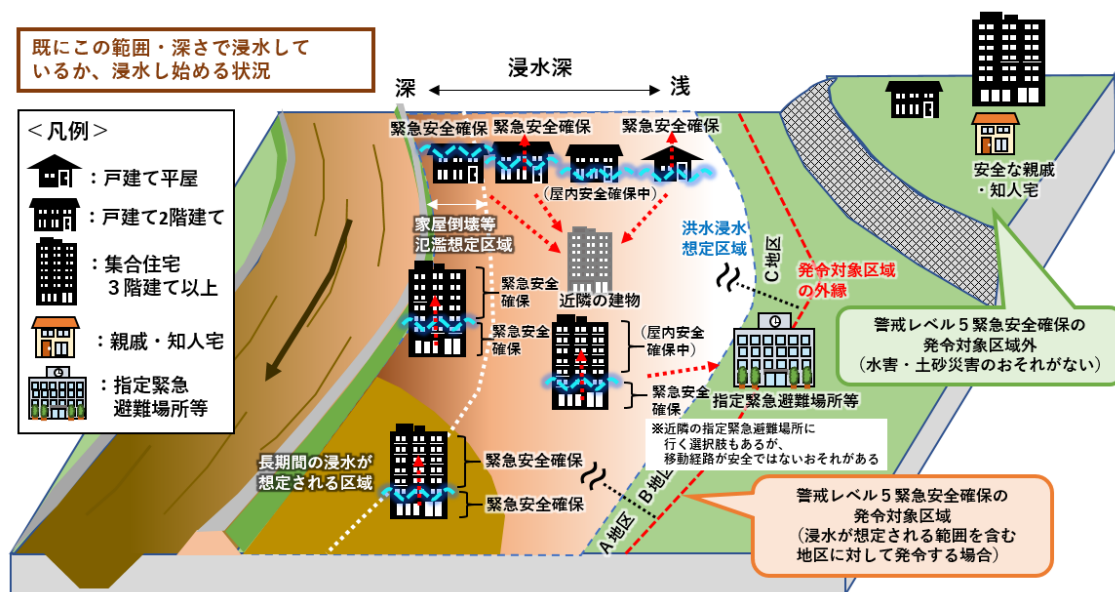
なお、警戒レベル3 高齢者等避難や警戒レベル4 避難指示についても、同一の居住者等に対し同じ避難情報を発令しないように注意する（繰り返し避難を促すことはよいが、「発令」を繰り返さないようにする）。

### ●居住者等がとるべき行動 ⇒ 「命の危険 直ちに安全確保！」

市町村長から警戒レベル5 緊急安全確保が発令された際には、居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要がある。

具体的にとるべき避難行動は、「1.2.3 緊急安全確保」である。

ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は「1.2.1 立退き避難」をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。さらに、本行動を促す情報が市町村長から発令されるとは限らない。このため、このような状況に至る前の警戒レベル3 高齢者等避難や警戒レベル4 避難指示が発令されたタイミングで避難することが極めて重要である。



警戒レベル5 緊急安全確保の発令時に居住者等がとる行動のイメージ

## 2.2 避難情報の発令や自主的な避難に資する防災気象情報（警戒レベル相当情報の詳細）

居住者等は、災害発生のおそれの高まりに応じ、避難情報や防災気象情報を参考に主体的にとるべき避難行動等を判断・実施すべきである。

国・都道府県は、各種の防災気象情報の提供にあたり、参考となる警戒レベルも合わせて提供（警戒レベル〇相当情報[洪水]、警戒レベル〇相当情報[土砂災害]等を付す）する。これにより、防災気象情報と警戒レベルの関係性を示し、居住者等が自らの判断による避難行動等を直感的に理解しやすいものとし、居住者等の主体的な避難行動等を支援する。即ち、警戒レベル相当情報とは、国・都道府県が発表する防災気象情報（洪水・浸水害、土砂災害、高潮）のうち、居

住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報と5段階の警戒レベルとを関連付けるものである。

市町村は、居住者等が防災気象情報や画像情報等を有効に活用し、自らの判断で適切に避難行動をとれるよう促すべきである。そのために、災害時に居住者等が迅速かつ容易にそれらの情報を取得できるよう、情報が入手しやすい環境整備を進めるとともに、国・都道府県、メディア等と連携しつつ、平時からあらゆる機会を活用し、防災気象情報が示す内容とその入手方法等についてわかりやすく周知すべきである。

市町村自身も、避難情報の発令にあたり防災気象情報を参考にすることから、防災気象情報が示す内容とその入手方法等について平時より確認し、適時適切な避難情報を発令できるようにしておく必要がある。特に、警戒レベル3相当情報や警戒レベル4相当情報といった居住者等の避難に直結する防災気象情報を迅速かつ確実に入手し、警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示の発令が遅れないようにする必要がある。また、防災気象情報については発表手法や基準等について今後も改善が図られることとなるため、最新の状況について把握し活用する。なお、防災気象情報の最新の状況が、以下のホームページ等に、情報例を含め詳細に解説されている。手元においていつでも確認できるようにする。

#### 情報入手方法

- ・ 気象庁ホームページ（全国の警報・注意報）  
<https://www.jma.go.jp/bosai/warning/>
- ・ 沖縄県防災情報システムの通知（プッシュ型）
- ・ Lアラート（プッシュ型）
- ・ Jアラート（プッシュ型）

### 2.2.1 洪水・浸水害に関する情報（水位情報がある場合）

水位周知河川とは、洪水予報を行わない河川で、洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずる恐れがある河川において、住民等が安全な場所への避難及びその準備を行う目安となる水位「氾濫危険水位（特別警戒水位）」に達した時、その旨を関係機関に通知するとともに、一般に周知しなければならないと指定した河川のことである。沖縄県では、沖縄県内の河川の浸水被害状況等を勘案して、以下6水系8河川を水位周知河川として指定している。

安里川水系安里川・久茂地川・真嘉比川	安謝川水系安謝川
国場川水系国場川	小波津川水系小波津川
天願川水系天願川	比謝川水系比謝川

#### 防災気象情報の最新の状況 情報例を含む詳細な解説

##### ●水位到達情報

- ・ 沖縄県土木建築部河川課「水位周知河川」  
<https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/kasen/kasen/suiisyuuchikasen.html>
- ・ 沖縄県土木建築部海岸防災課「令和3年度沖縄県水防計画」（沖縄県水防協議会）  
⇒本編第15章 知事が水位到達情報（氾濫危険水位・護岸天端高水位）の通知及び周知を行う河川  
<https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/kaibo/index.html>
- ・ 沖縄県土木建築部河川課「沖縄県河川情報システム」⇒「用語の説明」  
<http://www.bousai.okinawa.jp/river/kasen/yogosyu/yogosyu.html>

##### ●気象警報等、キキクル（危険度分布）等

- ・ 令和4年度\_防災気象情報等に関する説明会資料（沖縄気象台）  
⇒沖縄気象台 HP⇒広報イベント  
<https://www.jma-net.go.jp/okinawa/>
- ・ 気象庁HPの活用例（沖縄気象台）  
⇒沖縄気象台気象防災データベース⇒1-3 防災気象情報の利活用のための資料  
[https://www.data.jma.go.jp/obd/bsdb/scene/index\\_91.html](https://www.data.jma.go.jp/obd/bsdb/scene/index_91.html)

河川毎の河川観測情報により、避難指示の目安となる「氾濫危険水位（特別警戒水位）」に達したとき、及び参考として氾濫発生が予想される「護岸天端高水位（参考）」に達したときに、該当市町村及び関係機関に通知される。

また、プル型情報として、沖縄県河川情報システムにおいて水位周知河川の水位、雨量、カメラ画像が閲覧できる。水位周知河川以外についても同サイトで水位等の観測情報が得られる河川がある。

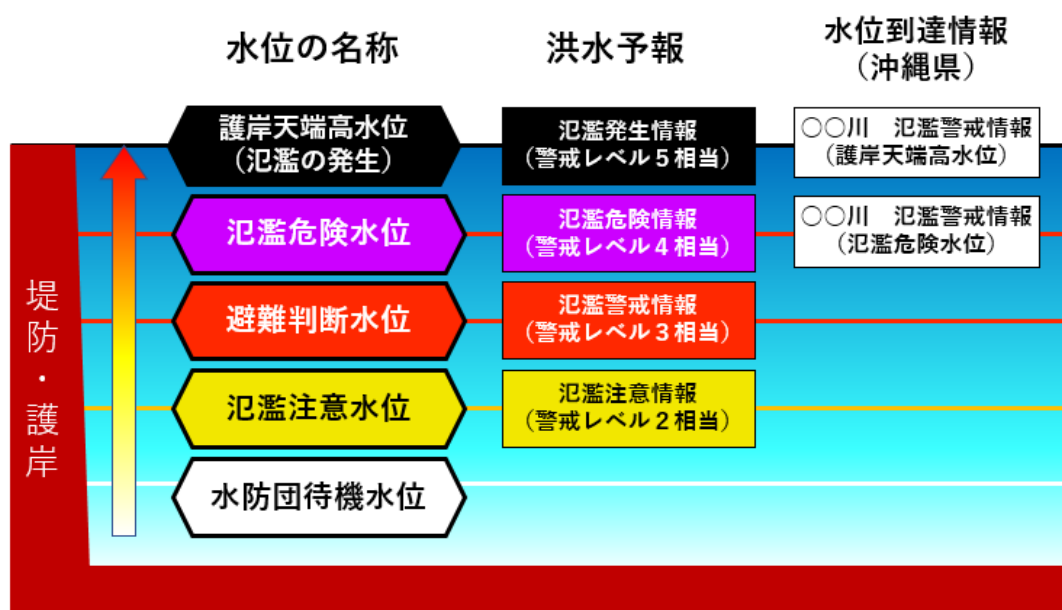
【参考】河川水位情報名称一覧

名称	水位	備考
護岸天端高水位	〇.〇m	家屋浸水の被害を生じる氾濫が発生する危険がある水位。
氾濫危険水位 (特別警戒水位)	〇.〇m	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫が起こる可能性がある水位。 市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位。
避難判断水位	〇.〇m	市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位。 住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。
氾濫注意水位	〇.〇m	水防団等が待機の目安になる水位。

情報入手方法

- ・ F A Xによる情報伝達 沖縄県土木建築部河川課から（プッシュ型）
- ・ メールによる情報伝達 財団法人 河川情報センターから（プッシュ型）
- ・ 沖縄県河川情報システム（プル型）

<http://www.bousai.okinawa.jp/river/kasen/>



水位の名称と水位到達情報等

2.2.2 洪水・浸水害に関する情報（水位情報がない場合）

(1) 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒レベル2相当～警戒レベル5相当情報）

「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」とは、大雨による中小河川（水位周知河川及び他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりを5段階に色分けして地図上に示したものです。危険度の判定には3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いています。



- 洪水キキクルが「注意（黄）」（警戒レベル2相当情報[洪水]）  
⇒3時間先までに流域雨量指数が注意報基準に到達すると予想されるとき
- 洪水キキクルが「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）  
⇒3時間先までに流域雨量指数が警戒基準に到達すると予想されるとき
- 洪水キキクルが「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）  
⇒3時間先までに流域雨量指数が警戒基準を大きく超過した基準に到達すると予想されるとき
- 洪水キキクルが「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）  
⇒流域雨量指数の実況値が警戒基準を大きく超過した基準に到達したとき

色が持つ意味	状況	住民等の行動の例	内閣府ガイドラインで発令の目安とされる避難情報	相当する警戒レベル
災害切迫	重大な洪水災害が切迫。洪水災害がすでに発生している可能性が高い状況。	(立退き避難がかえって危険な場合) <b>命の危険 直ちに身の安全を確保!</b>	緊急安全確保	5相当
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難!> ~~~~~				
危険	水位周知河川・その他河川がさらに増水し、今後氾濫し、重大な洪水災害が発生する可能性が高い状況。	水位が一定の水位を超えている場合には、 <b>安全な場所へ避難する。</b>	避難指示	4相当
警戒	洪水災害への警戒が必要な状況。	水位が一定の水位を超えている場合には、 <b>高齢者等は安全な場所へ避難する。高齢者等以外の方も、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自ら避難の判断をする。</b>	高齢者等避難	3相当
注意	洪水災害への注意が必要な状況。	ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—	2相当
今後の情報等に留意	—	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—	—

情報入手方法

- ・ 気象庁ホームページ（洪水警報の危険度分布）  
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>
- ・ 気象庁ホームページ（大雨危険度（雨雲の動き及び三つの危険度分布を4面表示））  
[https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=rain\\_level](https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=rain_level)

(2) 浸水キキクル（警戒レベル5相当情報）

「浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）」とは、大雨警報（浸水害）を補足する情報です。短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を示しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこが危険度が高まるかを面的に確認することができます。1時間先までの表面雨量指数の予測値が大雨警報（浸水害）等の基準に到達したかどうかを判定しています。

○浸水キキクルが「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[浸水]）

- ⇒表面雨量指数の実況値が大雨警報（浸水害）基準を大きく超過した基準に到達したとき
- ※大雨特別警報（浸水害）の発表は、基準を満たす1km格子が概ね30個以上がまとまって出現することが予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続けると予想される場合という条件であるため、浸水キキクルの黒表示とは整合しない場合がある。

(3) 気象警報等（警戒レベル2、警戒レベル3相当情報、警戒レベル5相当情報）

「気象警報等」とは、気象現象等によって災害が起こる危険性があるときに、市町村単位を基本として地方気象台等から発表される情報で、「注意報」「警報」「特別警報」の3種類がある（洪水についての特別警報はない）。

○「洪水注意報」(警戒レベル2)

⇒河川が増水することにより、災害が起こるおそれがあるときに発表  
(3時間先までに流域雨量指数が注意報基準に到達すると予想される区間があるときに発表)

○「洪水警報」(警戒レベル3相当情報[洪水])

⇒河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがあるときに発表  
(3時間先までに流域雨量指数が警報基準に到達すると予想される区間が一部でもあるときに発表)

○「大雨特別警報(浸水害)」(警戒レベル5相当情報[洪水])

⇒大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときに発表

2.2.3 土砂災害に関する情報

(1) 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(警戒レベル2相当～5相当情報)

「土砂キキクル(危険度分布)」とは、1km四方の領域(メッシュ)毎に土砂災害の危険度を表示したものであり、気象庁から発表される。

○土砂キキクルが「注意(黄)」(警戒レベル2相当情報[土砂災害])

⇒2時間先までに土壌雨量指数が注意報基準に到達すると予想される時

○土砂キキクルが「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])

⇒2時間先までに土壌雨量指数が警報基準※に到達すると予想される時

※土砂災害警戒情報の基準から概ね1時間前に到達する土壌雨量指数の値を警報基準としている

○土砂キキクルが「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])

⇒2時間先までに土壌雨量指数が土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想される時

○土砂キキクルが「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[土砂災害])

⇒2時間先までに土壌雨量指数が土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想される時

色が持つ意味	状況	住民等の行動の例	内閣府ガイドラインで発令の目安とされる避難情報	相当する警戒レベル
災害切迫	命に危険が及ぶ土砂災害が切迫。土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況。	(立退き避難がかえって危険な場合) <b>命の危険 直ちに身の安全を確保!</b>	緊急安全確保	5相当
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難!> ~~~~~				
危険	命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況。	土砂災害警戒区域等の外へ避難する。	避難指示	4相当
警戒	土砂災害への警戒が必要な状況。	高齢者等は土砂災害警戒区域等の外へ避難する。高齢者以外の方も、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自ら避難の判断をする。	高齢者等避難	3相当
注意	土砂災害への注意が必要な状況。	ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	-	2相当
今後の情報等に留意	-	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	-	-

情報入手方法

- ・気象庁ホームページ(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

- ・気象庁ホームページ(大雨危険度(雨雲の動き及び三つの危険度分布を4面表示))

[https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=rain\\_level](https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=rain_level)

(2) 気象警報等(警戒レベル2、警戒レベル3相当～警戒レベル5相当情報)

「気象警報等」とは、気象現象等によって災害が起こる危険性がある時に、市町村単位を基本として地方气象台等から発表される情報で、「注意報」「警報」「特別警報」の3種類がある(洪

水についての特別警報はない)。他方、「土砂災害警戒情報」はこのいずれでもなく、沖縄県と気象台から共同発表される。

- 「大雨注意報（土砂災害）」（警戒レベル2）  
⇒大雨により、災害が起こるおそれがあるときに発表  
(2時間先までに土壌雨量指数が注意報基準に到達すると予想されるメッシュが一部でもあるときに発表)
- 「大雨警報（土砂災害）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）  
⇒大雨により、災害が起こるおそれがあるときに発表  
(2時間先までに土壌雨量指数が警報基準に到達すると予想されるメッシュが一部でもあるときに発表。土砂災害警戒情報の基準から概ね1時間前に到達する土壌雨量指数の値を警報基準としている。台風接近時など精度良く予想できる場合は早めに発表する場合がある。)
- 「土砂災害警戒情報」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）  
⇒大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生危険度がさらに高まったときに発表  
(2時間先までに土壌雨量指数が土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想されるメッシュが一部でもあるときに発表)
- 「大雨特別警報（土砂災害）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）  
⇒大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときに発表  
※令和3年災対法改正前は、大雨特別警報（土砂災害）は、「住民が自ら行動を取る際の判断の参考となる情報（警戒レベル相当情報の役割の一つ）」の観点から、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報として位置付けられていたが、災害が発生したとの情報ではないことから、警戒レベル5災害発生情報の発令基準例としては用いないこととされていた。  
令和3年災対法改正により、警戒レベル5の災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、大雨特別警報（土砂災害）は、警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。

## 2.2.4 高潮に関する情報

### (1) 水位到達情報（海岸）（警戒レベル5相当情報）※

「水位到達情報（海岸）」とは、高潮特別警戒水位への到達情報を通知及び周知する海岸として指定された海岸において、所定の水位に到達した場合に都道府県から発表される。

- 「高潮氾濫発生情報」（警戒レベル5相当情報[高潮]）  
⇒水位周知海岸において所定の水位に到達したとき、高潮による氾濫もしくは高波による越波により浸水が発生したとき又は氾濫したものと推測されるときに発表

※沖縄県においては、令和4年3月現在未運用。高潮特別警戒水位設定に向け検討中の段階。

### (2) 気象警報等（警戒レベル2、警戒レベル3相当～4相当情報）

「気象警報等」とは、気象現象等によって災害が起こる危険性がある時に、市町村単位を基本として地方気象台等から発表される情報で、「注意報」「警報」「特別警報」の3種類がある。

- 「高潮注意報」（警戒レベル2）  
⇒高潮により、災害が起こるおそれがあるときに発表
- 「高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報」（警戒レベル3相当情報[高潮]）  
⇒数時間先に高潮警報が発表される状況のときに発表

○「高潮警報」(警戒レベル4相当情報[高潮])

⇒高潮により、重大な災害が起こるおそれがあるときに、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮し、暴風が吹き始める3~6時間前又は潮位が警報基準に達すると予想される3~6時間前に発表

○「高潮特別警報」(警戒レベル4相当情報[高潮])

⇒高潮により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときに、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮し、暴風が吹き始める3~6時間前又は潮位が警報基準に達すると予想される3~6時間前に発表

2.2.5 警戒レベルと警戒レベル相当情報の一覧表 (令和4年3月時点)

警戒レベルと警戒レベル相当情報との関係を示すと、次表のとおりである。

警戒レベルと警戒レベル相当情報の一覧表

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報(避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
				洪水・浸水害に関する情報			土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
				水位情報がある場合 (下段:国管理河川の洪水の危険度分布 <sup>※1)</sup> )	水位情報がない場合 (下段:洪水警報の危険度分布)	内水氾濫に関する情報	(下段:土砂災害の危険度分布)	
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保(必ず発令されるものではない)	氾濫発生情報 (危険度分布:黒(氾濫している可能性))	大雨特別警報(浸水害) <sup>※2</sup> 危険度分布:黒(災害切迫)	大雨特別警報(土砂災害) 危険度分布:黒(災害切迫)	高城氾濫発生情報 <sup>※3</sup>	
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令)	氾濫危険情報 [危険度分布:紫(氾濫危険水位超過相当)]	内水氾濫危険情報 (水位観測下水道において発表される情報) 危険度分布:紫(危険)	土砂災害警戒情報 危険度分布:紫(危険)	高潮特別警報 <sup>※4</sup> 高潮警報 <sup>※5</sup>	
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難*	高齢者等避難	氾濫警戒情報 [危険度分布:赤(避難判断水位超過相当)]	洪水警報 危険度分布:赤(警戒)	大雨警報(土砂災害) 危険度分布:赤(警戒)	高潮警報に切り替える可能性に資する高潮注意報	
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報	氾濫注意情報 [危険度分布:黄(氾濫注意水位超過)]	危険度分布:黄(注意)	危険度分布:黄(注意)		
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報					

市町村は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する。

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報(市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報)  
下段細字：常時、地図上で色表示などにより状況が提供されている情報(市町村が自ら確認する必要がある情報)

※高齢者等以外の人、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

※1) HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2~5相当の危険度を表示。  
 ※2) 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。  
 ※3) 水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。  
 ※4) 「大雨警報(土砂災害)・洪水警報の危険度分布」については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5に相当する情報の新設を行う。それまでの間、危険度分布の「極めて危険(濃い紫)」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。  
 ※5) 高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。  
 注) 本資料では、気象庁が提供する「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

2.3 警戒レベル相当情報以外の防災気象情報

避難情報の発令判断にあたっては、以下のような警戒レベル相当情報以外の防災気象情報も活用する。(一部相当情報有り)

(1) 浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布) ※「黒」表示は警戒レベル5相当情報

「浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)」とは、1km四方の領域(メッシュ)毎に浸水害の危険度を表示したものであり、気象庁から発表される。

局所的に低い土地、地下施設などで、河川の氾濫によらなくて浸水しやすく命に危険が及ぶと考えられる場所については、地域の実情に応じて避難情報を発令することが考えられる。これに対しては、「災害切迫（黒）」表示以外は警戒レベル相当情報に位置づけられていないが、雨量や現地情報と併せて浸水キキクルが活用できる。

○浸水キキクルが「注意(黄)」

⇒1 時間先までに表面雨量指数が注意報基準以上になると予想される時

○浸水キキクルが「警戒(赤)」

⇒1 時間先までに表面雨量指数が警戒報基準以上になると予想される時

○浸水キキクルが「危険(紫)」

⇒1 時間先までに表面雨量指数の警戒報基準を大きく超過した基準に到達すると予想される時

○浸水キキクルが「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[浸水害])

⇒表面雨量指数の実況値が特別警戒報基準に到達した場合。

※大雨特別警戒報（浸水害）の発表は、基準を満たす1 km 格子が概ね 30 個以上がまとまって出現することが予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続けると予想される場合という条件であるため、浸水キキクルの黒表示とは整合しない場合がある。

色が持つ意味	想定される周囲の状況例	住民等の行動の例	内閣府ガイドラインで発令の目安とされる避難情報	相当する警戒レベル
<b>災害切迫</b>	重大な浸水害が切迫。浸水害がすでに発生している可能性が高い状況。	(立退き避難がかえって危険な場合) <b>命の危険 直ちに身の安全を確保!</b>	<b>緊急安全確保</b>	<b>5 相当</b>
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難!> ~~~~~				
<b>危険</b>	道路が一面冠水し、側溝やマンホールの場所がわからなくなるおそれがある。道路冠水等のために鉄道やバスなどの交通機関の運行に影響が出るおそれがある。周囲より低い場所にある多くの家屋が、床上まで水に浸かるおそれがある。	周囲の状況を確認し、 <b>各自の判断で、屋内の浸水が及ばない階に移動</b> する。	—	—
<b>警戒</b>	側溝や下水が溢れ、道路がいつ冠水してもおかしくない。周囲より低い場所にある家屋が、床上まで水に浸かるおそれがある。	<b>安全確保行動をとる準備</b> が整い次第、早めの行動をとる。高齢者等は速やかに安全確保行動をとる。	—	—
<b>注意</b>	周囲より低い場所で測候や下水が溢れ、道路が冠水するおそれがある。周囲より低い場所にある家屋が、床下まで水に浸かるおそれがある。	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意。ただし、 <b>各自の判断で、住宅の地下室からは地上に移動し、道路のアンダーパスには近づかないようにする。</b>	—	—
<b>今後の情報等に留意</b>	普段と同じ状況。雨のときは、雨水が周囲より低い場所に集まる。	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意。	—	—

情報入手方法

- ・気象庁ホームページ（大雨警戒報（浸水害）の危険度分布）  
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>
- ・気象庁ホームページ（大雨危険度（雨雲の動き及び三つの危険度分布を4面表示））  
[https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=rain\\_level](https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=rain_level)

(2) 暴風警戒報・強風注意報

暴風からの避難に関しては、「避難情報に関するガイドライン」では警戒レベルの対象としていない。しかし、沖縄県においては、猛烈な風を伴う台風の接近に伴い、木造家屋の倒壊等住家損壊のおそれもあることから避難情報を発令する市町村も多い。また、暴風そのものに関する避難のほかにも、土砂災害、洪水・浸水害、高潮からの避難が安全に行えるよう、暴風が予想される場合には避難情報を暴風が吹き始める前に発令する必要がある。このため、警戒レベル相当情報には位置づけられていないが、暴風特別警戒報、暴風警戒報、暴風警戒報の可能性に言及した強風注意報を、避難行動や避難情報発令判断の参考に活用する。

### ○「強風注意報」

⇒強風により、災害が起こるおそれがあるときに発表

※強風が吹き始めると予想される3～6時間前に発表。夕方時点で夜間・翌早朝に予想される場合は最大12時間前に発表。

### ○「暴風警報に切り替える可能性に言及する強風注意報」

⇒24時間先から数時間先に暴風警報が発表される状況のときに発表

### ○「暴風警報」

⇒暴風により、重大な災害が起こるおそれがあるときに発表

※暴風が吹き始めると予想される3～6時間前に発表

### ○「暴風特別警報」

⇒数十年に一度の強度の台風（沖縄地方では中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上）により、暴風が吹くと予想される場合に発表

## (3) その他の防災気象情報の活用

上述した防災気象情報以外にも、避難情報の発令判断に活用できる防災気象情報には以下のようなものがある。これらの情報に関する詳細な解説は、2の冒頭で紹介したホームページ等の資料を参照し、手元に置いていつでも確認できるようにする。

### 情報の種類と入手方法

- ① 雨量（気象庁HP、沖縄県河川情報システム（沖縄県管理の雨量計））
  - ・気象庁HP（アメダス雨量） ※10分間、1時間、3時間、24時間降水量  
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#7/26.091/127.035/&elem=precipitation1h&contents=amedas&interval=60>
  - ・沖縄県河川情報システム ※10分、30分、1時間、3時間、24時間、累加雨量  
<http://www.bousai.okinawa.jp/river/kasen/>※避難情報への利用にあたっては、事前に発令判断基準を設定しておく。
- ② 雨雲の動き（気象庁HP）  
※気象レーダーによる雨雲の分布の実況と1時間先までの予測。  
<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/#zoom:5/lat:35.155846/lon:135.131836/colordepth:normal/elements:hrpns&slmcs>
- ③ 今後の雨（気象庁HP）  
※気象レーダーと雨量計を組み合わせ解析した雨量分布と1.5時間先までの予測。  
<https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:5/lat:35.155846/lon:135.131836/colordepth:normal/elements:rasrf&slmcs>
- ④ 監視カメラ（沖縄県河川情報システム－沖縄県管理の監視カメラ）  
<http://www.bousai.okinawa.jp/river/kasen/>
- ⑤ 潮位観測情報（気象庁HP）  
※検潮所（観測所）がない市町村についても推定値が表示される。  
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#8/25.718/126.09/&contents=tidelevel>
- ⑥ 台風情報（気象庁HP）  
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#4/27.645/152.49/&elem=root&typhoon=all&contents=typhoon>
- ⑦ 府県気象情報（気象庁HP）  
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#8/25.619/126.321/&element=information&contents=information>

## 2.4 段階的に発表される防災気象情報と市町村の防災対応

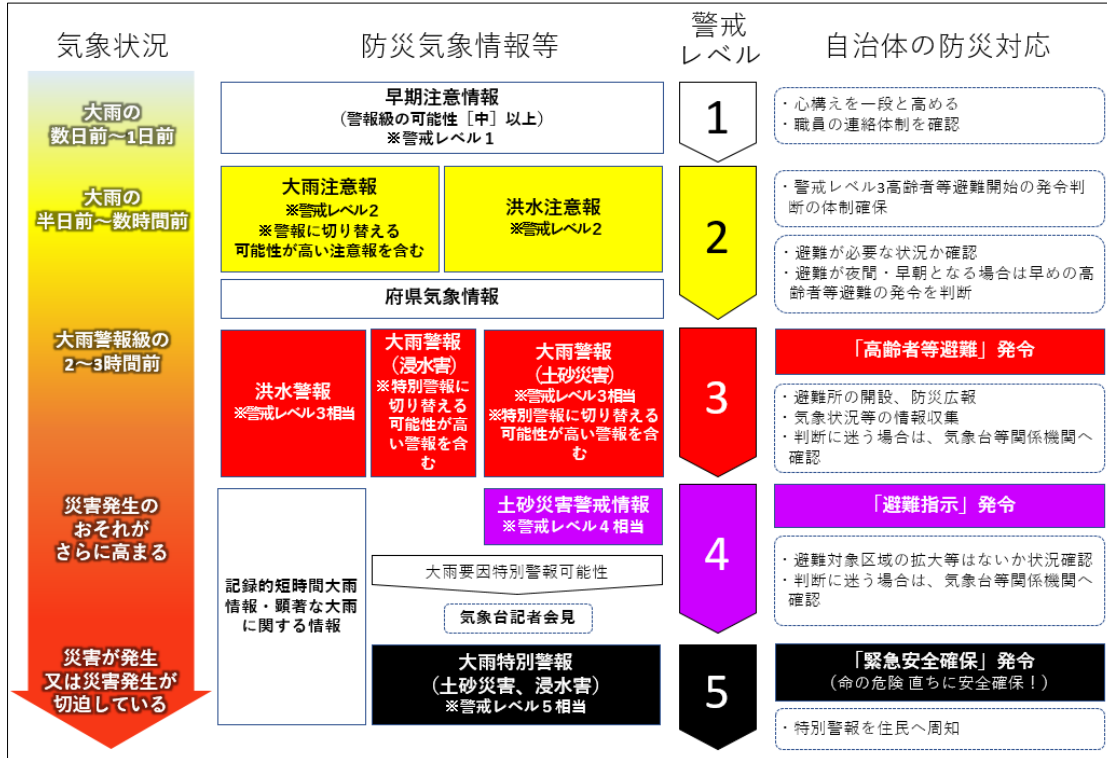
大雨や台風接近が予想される場合には、災害の切迫度に応じて段階的に様々な防災気象情報が発表される。それぞれの段階において活用する防災気象情報と市町村の防災対応のイメージ図を、(1)大雨と(2)台風として掲載する。なお、沖縄本庁地方の台風関連情報については、以下を参照。

### 情報入手方法

- ・沖縄本島地方についての気象庁の防災気象情報をまとめたサイト（沖縄気象台HP 沖縄本島地方の台風情報）

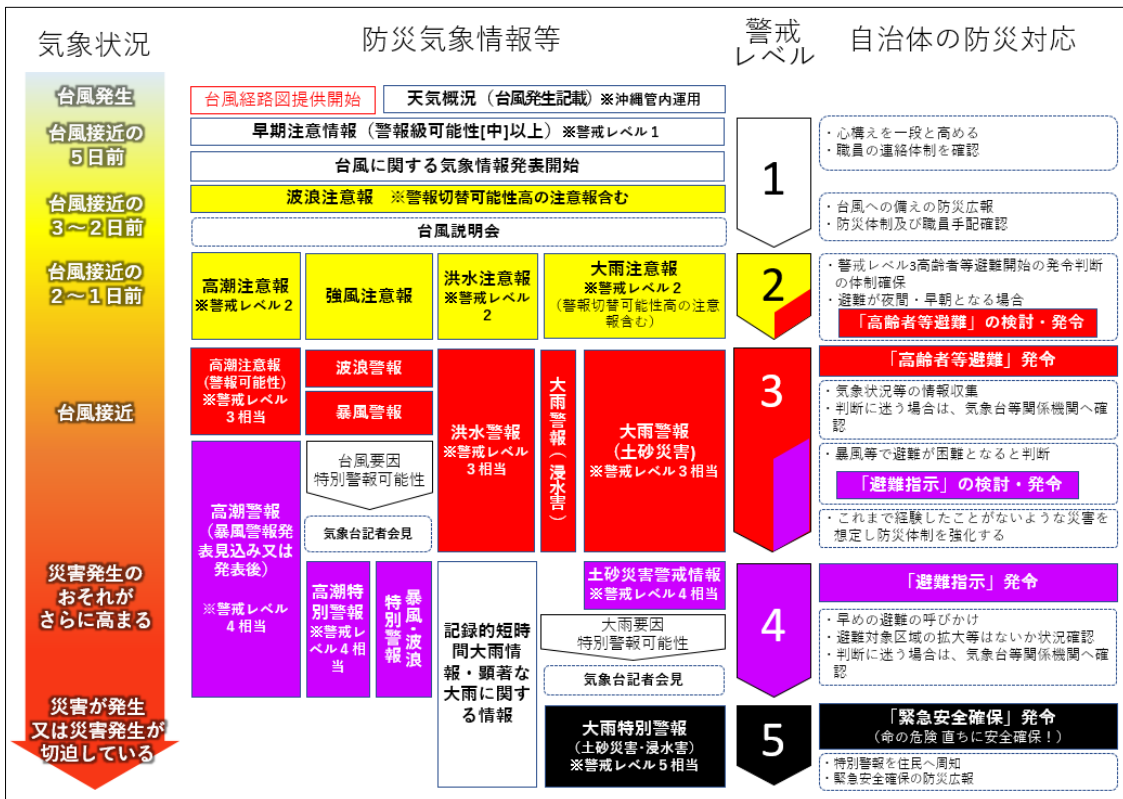
<https://www.data.jma.go.jp/okinawa/typhoon/information/index.html>

(1) 大雨時に段階的に発表される防災気象情報等の流れと自治体の防災対応



大雨時に段階的に発表される防災気象情報等の流れと自治体の防災対応

(2) 台風時に段階的に発表される防災気象情報等の流れと自治体の防災対応



台風時に段階的に発表される防災気象情報等の流れと自治体の防災対応





<参考：避難行動等のイメージ 内閣府 HP より>

[https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3\\_hinanjouhou\\_guideline/](https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/)


○警戒レベル1～警戒レベル5の避難行動

<p>警戒レベル1</p>  <p>災害への心構えを高める</p>	<p>警戒レベル2</p>  <p>自らの避難行動を確認</p>	<p>警戒レベル3</p>  <p>高齢者等避難 危険な場所から高齢者や障害のある方は避難</p>	<p>警戒レベル4</p>  <p>避難指示 危険な場所から全員避難</p>	<p>警戒レベル5</p>  <p>緊急安全確保 命の危険が迫っている。近隣の建物の上階等へ移動</p>
--	---	--	--	---

○立退き避難の避難先

<p>立退き避難</p>  <p>指定緊急避難場所</p>	<p>立退き避難</p>  <p>小中学校・公民館</p>	<p>立退き避難</p>  <p>親戚・知人宅</p>	<p>立退き避難</p>  <p>ホテル・旅館</p>
--	--	--	---

○屋内安全確保の行動例

<p>屋内安全確保</p>  <p>2階なら安全！ 今夜はみんな2階で寝よう！</p> <p>上階へ移動</p>	<p>屋内安全確保</p>  <p>ここなら安全！</p> <p>上階へ留まる（待避）</p>
---	--

○緊急安全確保の行動例

<p>緊急安全確保</p>  <p>もっと水が来たら、 屋根にあがろう</p> <p>上階へ移動</p>	<p>緊急安全確保</p>  <p>上階へ移動中</p>	<p>緊急安全確保</p>  <p>崖から離れた部屋 に移動</p>	<p>緊急安全確保</p>  <p>近隣の建物の上階 へ移動</p>
---	---	---	--



### 3. 避難情報の発令対象区域の設定（絞り込み）

#### 3.1 絞り込みの必要性

洪水・浸水害、土砂災害、高潮のいずれの災害リスクが想定されていない安全な地域の居住者等へ避難情報を発令した場合のデメリット、及び発令対象区域を絞り込んだ場合のメリットを考慮し、避難情報の発令対象区域は可能な限り絞り込むことが重要である。

##### (1) 発令対象区域を絞らない場合のデメリット

- ・安全な地域の居住者等までもが指定緊急避難場所に避難した場合、混雑や交通渋滞が発生したり、避難のための移動中に災害に見舞われるおそれがある。
- ・立退き避難自体が身体的な負担になる高齢者等が不必要に避難した場合、身体的な負担となってしまうおそれがある。
- ・安全な地域の居住者等から避難の必要性に関する問合せが市町村に相次ぐおそれがある。
- ・「市内全域」といった漠然とした発令がなされた場合、危険性が低いところまで対象地域として受け止められ、避難情報に対する信頼性を損ねるおそれがある。

##### (2) 災害リスクのある区域等に発令対象区域を絞り込んだ場合のメリット

- ・自らの居住地が避難情報の対象となっていることを知ることで、災害の危険が自らに迫っているとの危機感を持つことにつながる。
- ・自分は災害に遭わないという思い込み、いわゆる「正常性バイアス」が少なからず取り除かれることが期待される。

#### 3.2 絞り込みの基本的考え方

避難情報は、災害により命を脅かされる可能性がある居住者等がいる「災害リスクのある区域等」において、「河川の氾濫や土砂災害等の発生の切迫度（災害の切迫度）が高まっている場合」に発令する必要がある、①「防災気象情報の切迫度の高まり」、②「災害リスクのある区域等」の両方が重なり合った場所に、①の防災気象情報に対応する警戒レベルの避難情報を発令することが基本であり、このことが「発令対象区域を絞り込む」ということである。

この②「災害リスクのある区域等」として最も基本的な情報は、「災害リスクが公表済みの各種浸水想定区域や土砂災害警戒区域等」である。この他に「過去の災害における局所的な浸水箇所や土砂災害の発生箇所」のような情報が考えられるため、可能な範囲で地域の災害リスクについて把握し絞り込みの参考とする。

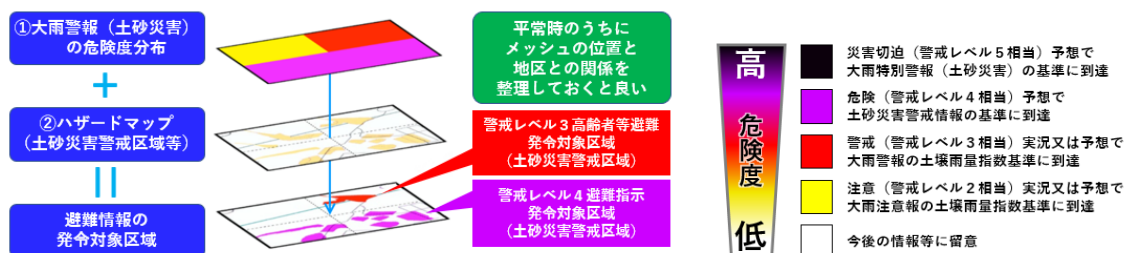
<絞り込みの例>

##### 【水位情報を活用する場合】

- 切迫度の高まり ○○観測所で氾濫危険水位到達
  - 災害リスクのある区域 ○○観測所の受け持ち区間の洪水浸水想定区域
- この洪水浸水想定区域に警戒レベル4 避難指示

##### 【土砂キキクル（危険度分布）を活用する場合】

- 切迫度の高まり 危険度の色
  - 災害リスクのある区域 土砂災害警戒区域
- 色の重なった土砂災害警戒区域に色に対応する避難情報  
(状況に応じて、周辺の土砂災害警戒区域も含めて発令を検討。また、当該土砂災害警戒区域を含む 3.3 で設定した地区内の全ての土砂災害警戒区域への発令を検討)

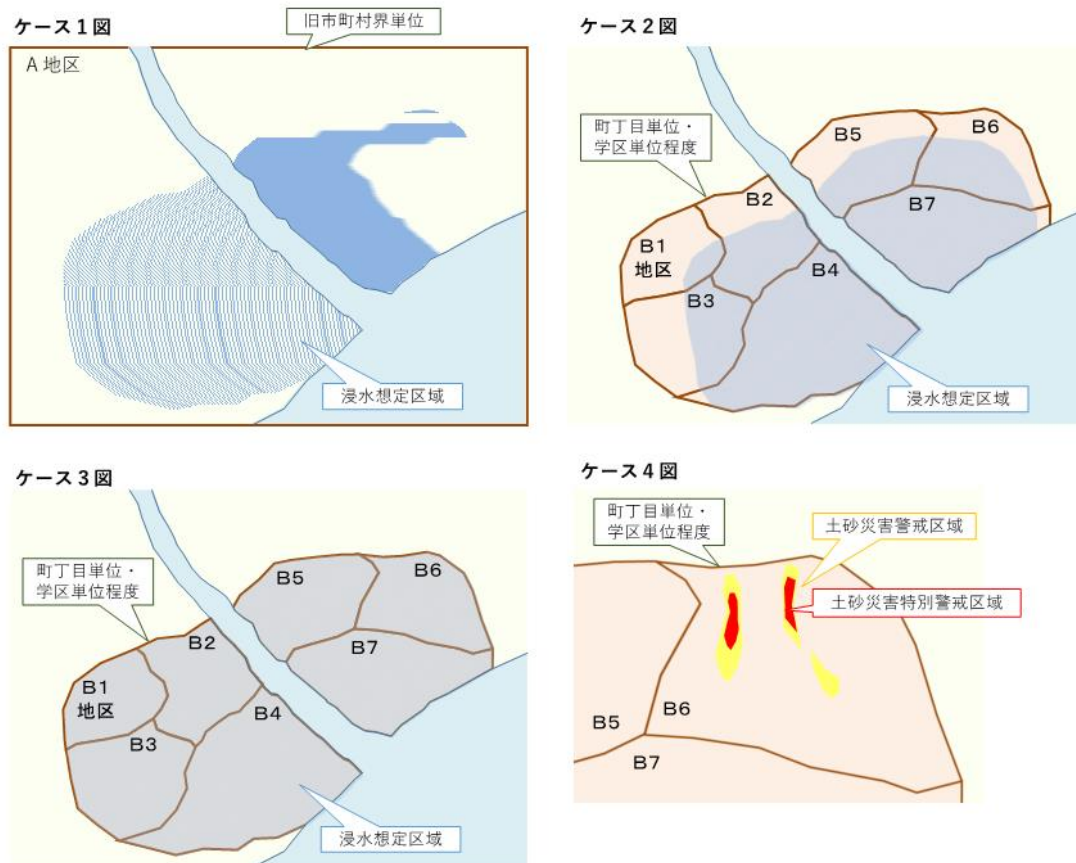


※土砂キキクルでは土砂災害警戒区域を、洪水キキクルでは洪水浸水想定区域を重ね合わせて表示できる

### 3.3 伝達の際に用いる地区名

避難情報の発令対象区域を伝達する際には、居住者等が理解しやすいよう、また危機意識をより強く持つことができるよう、以下の細分化した地区名を用いる。

- ケース1) 浸水想定区域<旧市町村界単位 (A地区)  
⇒伝達例：A地区の浸水想定区域の居住者等は避難
- ケース2) 浸水想定区域<町丁目単位・学区単位程度 (B1～B7地区)  
⇒伝達例：B1～B7地区の浸水想定区域の居住者等は避難
- ケース3) 浸水想定区域≒町丁目単位・学区単位程度 (B1～B7地区)  
⇒伝達例：浸水が想定されるB1～B7地区の居住者等は避難
- ケース4) 土砂災害警戒区域等<町丁目単位・学区単位程度 (B6地区)  
⇒伝達例：B6地区の土砂災害警戒区域等の居住者等は避難



「発令対象区域は①「防災気象情報の切迫度の高まり」と、②「災害リスクのある区域等」の両方が重なりあった場所に発令することとなるが、居住者等に発令対象区域を伝達する際には、居住者等が理解しやすいよう、また危機意識をより強く持つことができるよう、できるだけ細分化した「地区名」と合わせて伝達することが望ましい。代表的な地区の単位は「旧市町村界単位」及び「町丁目単位・学区単位」である。

ただし、細分化すればするほど伝達する地区数が増え、情報が煩雑になる側面もあることから、「地区の単位」をどの程度にするか検討・判断する。

#### 4. 避難情報発令判断に至るまでの流れ

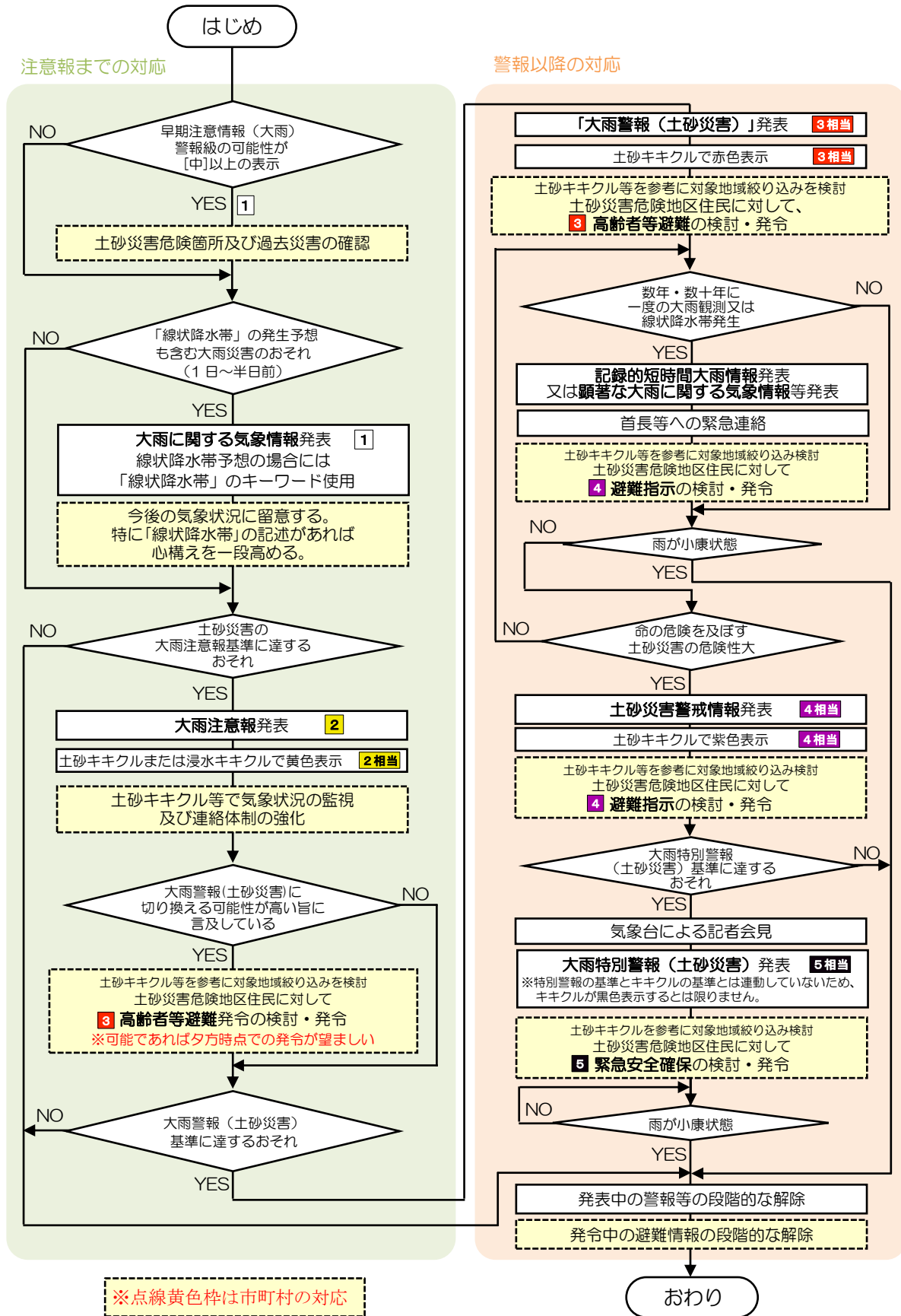
避難情報の判断に至るまでの流れについて、各災害事例の「防災対応の流れ」及び「タイムライン」を4.1以降に示す。なお、紙面の都合上、文字数制限を以下のように標記・記号を用いて行った。また、4.5では、段階的に発表される防災気象情報と対応する行動等を参考として示した。

標記・記号	意味	備考	
<b>5</b>	警戒レベル5	警戒レベル5緊急安全確保	市町村長発令
<b>4</b>	警戒レベル4	警戒レベル4避難指示	市町村長発令
<b>3</b>	警戒レベル3	警戒レベル3高齢者等避難	市町村長発令
<b>2</b>	警戒レベル2	大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報	気象庁発表
<b>1</b>	警戒レベル1	早期注意情報	気象庁発表
<b>5相当</b>	警戒レベル5相当	大雨特別警報	気象庁発表
		氾濫発生情報	気象庁と国又は県
		水位到達情報(護岸天端高水位)	沖縄県
<b>4相当</b>	警戒レベル4相当	土砂災害警戒情報	気象庁と県の共同発表
		危険度分布(紫:危険) 高潮特別警報、高潮警報	気象庁発表
		氾濫危険情報	気象庁と国又は県
		水位到達情報(氾濫危険水位)	沖縄県
		内水氾濫警戒情報	都道府県と市町村
<b>3相当</b>	警戒レベル3相当	大雨警報(土砂災害)、洪水警報 危険度分布(赤:警戒)、 高潮注意報(警報の可能性に言及)	気象庁発表
		氾濫警戒情報	気象庁と国又は県
<b>2相当</b>	警戒レベル2相当	危険度分布(黄:注意)	気象庁発表
		氾濫注意情報	気象庁と国又は県
<b>体制1</b>	第1次防災体制	災害準備体制:防災気象情報の把握	
<b>体制2</b>	第2次防災体制	災害注意体制:警戒レベル3 高齢者避難の発令を判断できる体制	
<b>体制3</b>	第3次防災体制	災害警戒体制:警戒レベル4 避難指示の発令を判断できる体制	
<b>体制4</b>	第4次防災体制	災害対策本部設置:あらかじめ定めた防災対応の全職員が体制に入る	
<b>体制0</b>	体制なし	体制解除に伴う体制なし	

※この章で「又は」は、「少なくともどちらか一方」との意で使用。

## 4.1 大雨による土砂災害

### (1) 大雨（土砂災害）時の防災対応の流れ



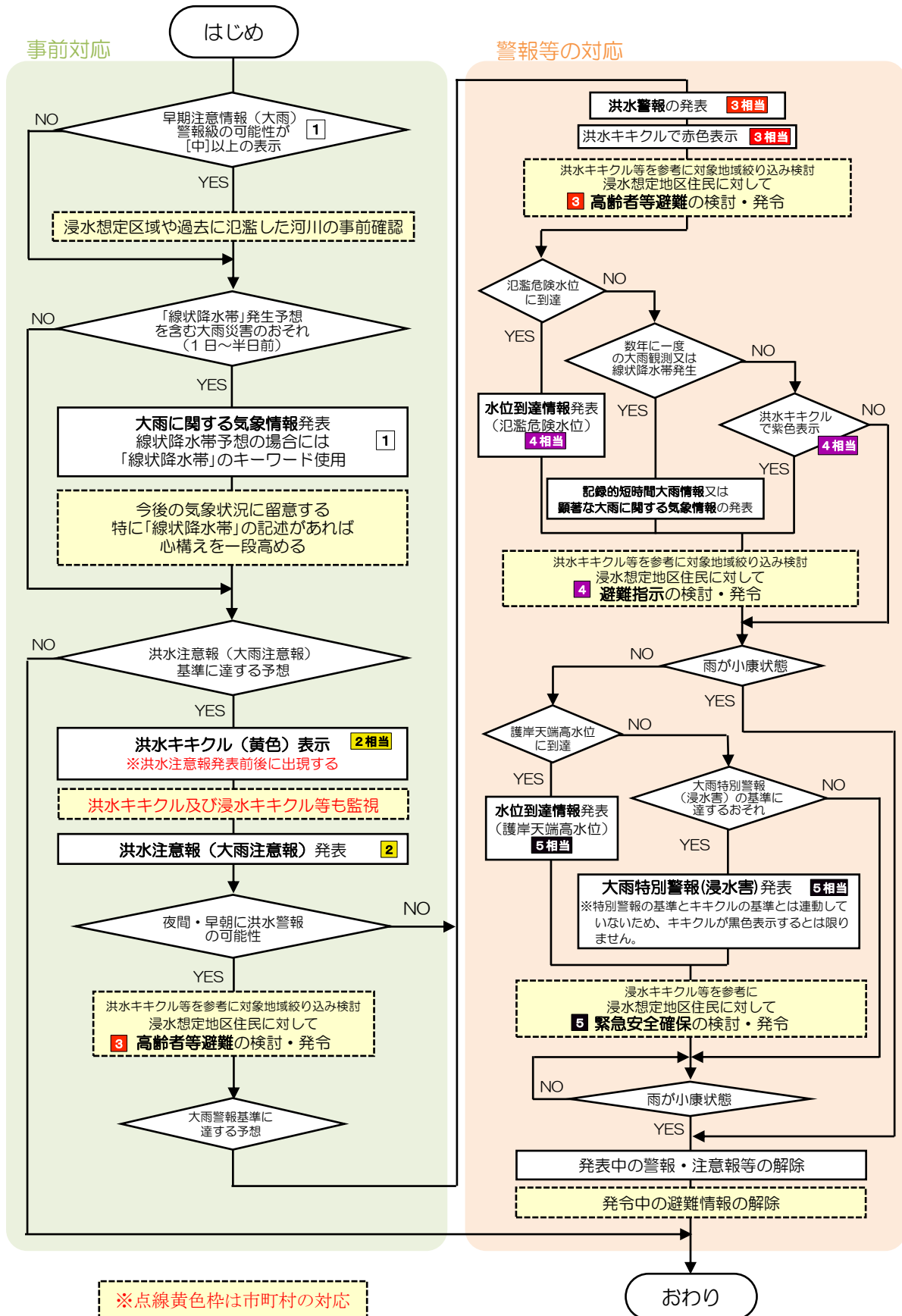
(2)大雨（土砂災害）時のタイムライン

情報の発表 タイミング	防災気象情報	防災体制/防災対応	防災対応の判断条件
大雨が予想される 5日前から	早期注意情報 (警報級の可能性)	○要配慮者支援に関わる対応等確認 ○土砂災害警戒区域等や過去の土砂災害発生箇所の確認 ○災害時の防災対応の確認	○大雨の警報級可能性[中]以上 ⇒ <b>1</b>
大雨が予想される 1日～半日前	大雨に関する気象情報、天気予報等	○防災体制及び避難情報発令に関わる連絡体制等確認 ○要配慮者への支援者及び関連施設の連絡体制等確認 ○土砂災害警戒区域の監視及び連絡体制等確認 ○「線状降水帯」の記述有りの場合は体制を1段高める	○気象情報で大雨(「線状降水帯」の記述を含む)予想有り ⇒ <b>1</b> ○天気予報で「激しく降る」等の記述有り
土砂災害を対象とする大雨注意報基準に達する 1～3時間前	大雨注意報	◁体制1▷ ○高齢者等要配慮者への立ち退き避難準備の呼びかけ ※夜間・早朝が大雨ピークの場合、2階以上の崖・山の反対側の部屋で過ごすなど自主避難も含めた注意喚起実施	○大雨注意報発表 ⇒ <b>2</b> ○土砂キキクルで黄色表示 ⇒ <b>2相当</b> ○大雨のピークが夜間・早朝となっている
	(夜間～翌日早朝の警報の可能性に言及)	◁体制2▷ 上欄の対応に加えて明るうちに以下を検討。 ● <b>3 高齢者等避難の検討・発令</b> ○指定緊急避難場所開設の検討 ○土砂キキクルの確認。(対象区域の絞り込みに活用) ○要配慮者と支援者は立ち退き避難。	○大雨注意報や気象情報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨の記述がある(警報級の時間帯は危険度を色分けした時系列を参照)
土砂災害を対象とする大雨警報基準に達する 1～3時間前	大雨警報 (土砂災害)	◁体制3▷ ● <b>3 高齢者等避難の検討・発令</b> ○指定緊急避難場所の開設 ○土砂キキクル確認。(対象区域の絞り込みに活用) ○土砂災害警戒区域等の高齢者等要配慮者への立ち退き避難、他住民に対しては自主避難の呼びかけ。	○大雨警報(土砂災害)発表 ⇒ <b>3相当</b> ○土砂キキクルで赤色表示 ⇒ <b>3相当</b> ○避難経路等が数時間後に通行規制基準値に達する予想
土砂災害発生の危険度が大きくなる 2時間前	土砂災害警戒情報	◁体制4▷ ● <b>4 避難指示の検討・発令</b> ○指定緊急避難場所の開設 ○土砂キキクル確認。(対象区域の絞り込みに活用) ○避難が必要な全住民に対して立ち退き避難を完了するよう呼びかけ	○土砂災害警戒情報の発表 ⇒ <b>4相当</b> ○土砂キキクルで紫色表示 ⇒ <b>4相当</b> ○土砂災害の前兆現象を確認 ⇒ <b>4相当</b>
・数年に一度の大雨を観測 ・線状降水帯による大雨発生	記録的短時間大雨情報 顕著な大雨に関する情報	○土砂キキクルで対象区域が拡大していないか確認し、避難指示対象区域が十分か検討。対象地域が拡大している場合は発令地域を追加。 ○立ち退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなどを呼びかける。	○記録的短時間大雨情報発表 ⇒ 急激に状況が悪化 ○顕著な大雨に関する情報発表 ⇒ 状況悪化が長時間継続する様相
	<b>4相当</b> の状況下	● <b>5 緊急安全確保の検討・発令</b> ○屋内での安全確保又は近くの安全な建物への緊急避難のよびかけ	○避難指示を発令している状況下で災害が切迫している状況と判断。
大雨特別警報(土砂災害)の基準を満たした場合	大雨特別警報 (土砂災害)	◁体制4▷ ● <b>5 緊急安全確保の検討・発令</b> ○災害切迫のため、「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促す呼びかけ ○災害情報の収集 ○土砂キキクルの確認。(対象区域の絞り込みに活用) ○立ち退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなどを呼びかける。	○大雨特別警報(土砂災害)発表 ⇒ <b>5相当</b> ○土砂キキクルで黒色表示 ⇒ <b>5相当</b> ※特別警報の基準とキキクルの基準は連動していないため、この段階でキキクルが黒色表示されるとは限りません。
土砂災害発生の確認	—	◁体制4▷ ● <b>5 緊急安全確保の検討・発令</b> ○災害発生のため、「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促す呼びかけ ○災害情報の収集 ※災害切迫で緊急安全確保をすでに発令済みの場合、災害が発生しても、同一の居住者等に対し同避難情報を再発令せず、具体的な行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。	○家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害発生を確認
雨が小康状態となり、時間の経過とともに大雨による土砂災害のおそれなくなっていく。	土砂災害警戒情報の解除	◁体制3▷ ● 発令中の避難情報解除の検討 ○土砂キキクルの確認。(解除対象区域の絞り込みに活用) ○土砂災害発生区域では、慎重な状況判断で解除を検討	○土砂キキクルで紫色表示⇒赤色表示 <b>3相当</b> ○降水短時間予報で降水予想なし ○土砂災害発生箇所等では、崩壊の拡大や新たなクラック等がないことを確認
	大雨警報の解除⇒注意報への切替	◁体制1▷ ○土砂災害発生区域では、慎重に解除の判断を行う ○被害状況調査 ○災害発生地域の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断	○土砂キキクルで赤色表示⇒黄色表示 <b>2相当</b> ○降水短時間予報で降水予想なし ○災害発生地域における被害拡大のおそれなし
	大雨注意報の解除	◁体制0▷ ● 土砂災害発生区域の災害復旧対策	○土砂キキクルで黄色表示以上なし。 ○復旧を要する土砂災害が発生した

※各場面において、気象情報等の確認及び、判断に迷う際には気象台等関係機関へ問合せなど適宜行う。

## 4.2 大雨による洪水・浸水害（河川氾濫、内水氾濫）

### (1) 洪水・浸水害（河川氾濫、内水氾濫）時の防災対応の流れ



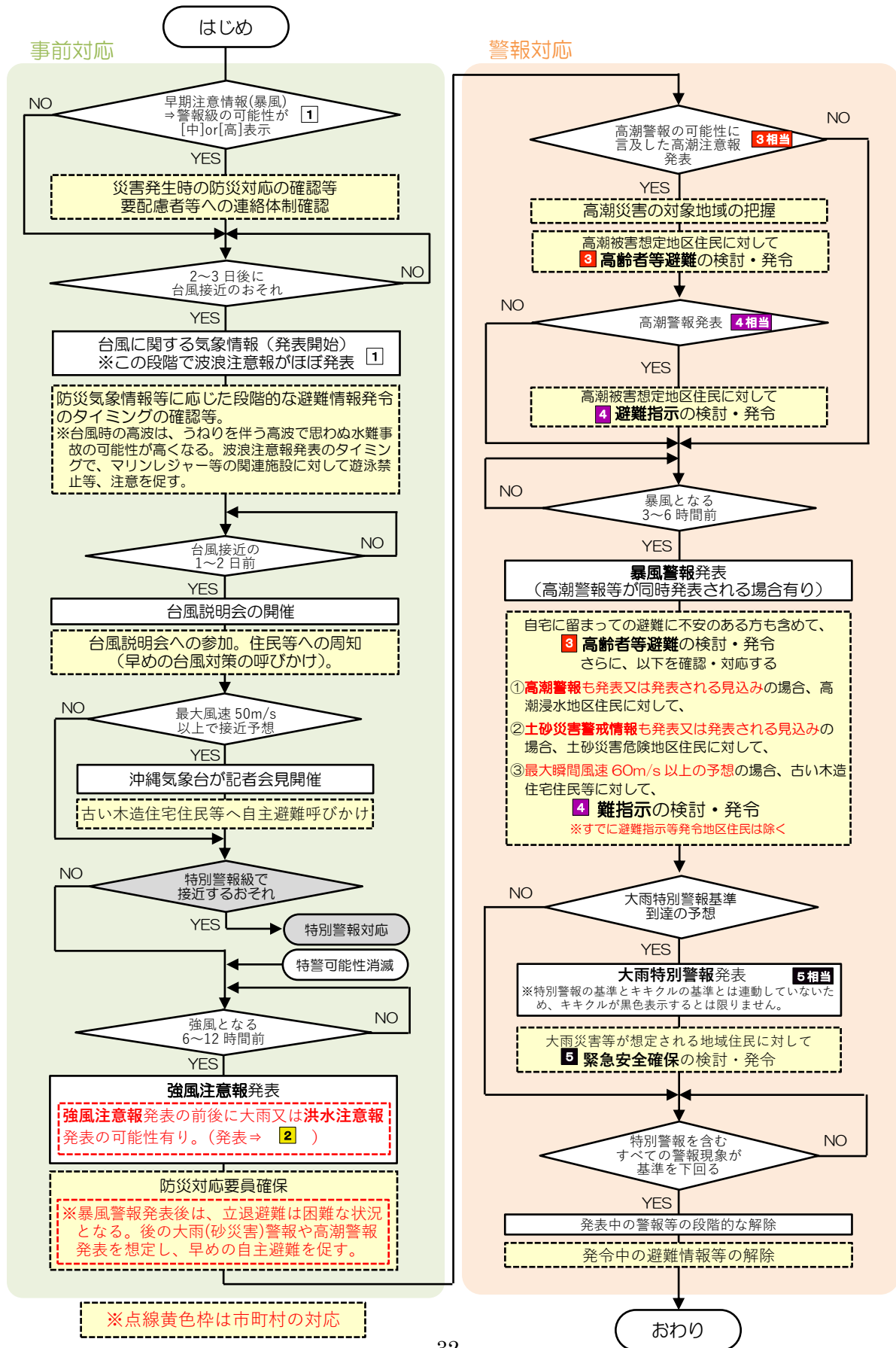
## (2) 洪水・浸水害（河川氾濫、内水氾濫）時のタイムライン

情報の発表 タイミング	防災気象情報等	防災体制/防災対応	防災対応の判断条件
大雨が予想される 5日前から	早期注意情報 (警報級の可能性)	○要配慮者支援に関わる対応等確認 ○浸水想定区域や過去の河川氾濫箇所の確認 ○災害発生時の防災対応の確認	○大雨の警報級の可能性[中]以上 <b>1</b>
大雨が予想される 1日～半日前	大雨に関する気象情報、天気予報等	○防災体制及び避難情報発令に関わる連絡体制等確認 ○要配慮者への支援者及び関連施設の連絡体制確認 ○地下空間関係者、アンダーパスや道路冠水箇所等への立入禁止の際の関係機関との連絡・協力体制確認。	○大雨に関する気象情報発表 ⇒ <b>1</b> ・当該市町村で大雨予想有り ・「線状降水帯」の記述有り ○天気予報で「激しく降る」等の記述有り
洪水注意報基準に達する 1～3時間前	洪水注意報	<b>体制1</b> ○高齢者等要配慮者への立ち退き避難準備の呼びかけ ○道路のアンダーパスや浸水危険区域の状況確認 ○地下空間関係者への注意喚起 ○河川水位、洪水・浸水キキクル、監視カメラ等監視を強化	○洪水注意報の発表 ⇒ <b>2</b> ○洪水キキクルで黄色表示 ⇒ <b>2相当</b>
	(夜間・明け方に洪水警報の可能性有り)	<b>体制2</b> 上欄の対応に加え、以下を対応 ● <b>3</b> 高齢者等避難の検討・発令 ○指定緊急避難場所開設の検討	○気象情報等で「未明から明け方にかけて警報級の大雨のおそれ」等の記述有り ○危険度を色分けした時系列で、夜間・明け方に警報を示す赤色表示有り
洪水警報基準に達する 1～3時間前	洪水警報	<b>体制3</b> ● <b>3</b> 高齢者等避難の検討・発令 ○指定緊急避難場所の開設 ○気象台へ気象状況等の問合せ(ホットライン) ○浸水想定地区の要配慮者等への自主避難の呼びかけ ○道路冠水想定箇所への立入制限	○洪水警報の発表 ⇒ <b>3相当</b> ○洪水キキクルで赤色表示 ⇒ <b>3相当</b>
数年に一度の大雨を観測	記録的短時間大雨情報	<b>体制4</b> ● 浸水想定地区住民に対し <b>4</b> 避難指示の検討・発令 <緊急性が高い場合> ● 立ち退いての避難は危険と判断した場合は <b>5</b> 緊急安全確保の検討・発令	○住民等からの通報により浸水害発生を覚知 ・過去の知見等から浸水害拡大のおそれ有り ・住宅が水没するなど緊急性が高い ※当該情報は警戒レベル相当情報を補足するもので状況に応じて対応する。
線状降水帯が発生	顕著な大雨に関する気象情報		○洪水キキクルで紫色表示 ⇒ <b>4相当</b>
洪水警報基準を大きく超える基準に達する予想	—		○水位到達情報(氾濫危険水位)の発表 ⇒ <b>4相当</b>
氾濫危険水位に達した	水位到達情報(氾濫危険水位)		○大雨特別警報(浸水害)の発表 ⇒ <b>5相当</b> ○沖縄気象台による記者会見の開催
大雨特別警報(浸水害)の基準に達する予想	大雨特別警報(浸水害)	● <b>5</b> 緊急安全確保の検討・発令 ● 浸水キキクル等を参考に <b>5</b> 緊急安全確保対象地区の拡大を検討・発令	○浸水キキクルで黒色表示 ⇒ <b>5相当</b> ○洪水キキクルで黒色表示 ⇒ <b>5相当</b> ※特別警報の基準とキキクルの基準は連動していないため、この段階でキキクルが黒色表示されるとは限りません。
浸水の特別警報基準に達した又は洪水警報を大きく超える基準に達した	—		○水位到達情報(護岸天端高水位)の発表 ⇒ <b>5相当</b>
護岸天端高水位に達した	水位到達情報(護岸天端高水位)		○洪水キキクルで青色表示 ○浸水キキクルで黄色表示未満 ○被害等特になし。
雨が小康状態となり、時間の経過とともに洪水・浸水害浸水害のおそれがなくなりつつある。	洪水警報等(解除)	<b>体制0</b> ● 発令中の避難情報の解除	
	(復旧作業等を伴う災害発生)	<b>体制1</b> ○洪水・浸水害浸水害発生地区での災害復旧活動	○雨が止んだ後も広い範囲で冠水し危険な状態。

※各場面において、必要に応じて気象台へ気象状況等を問合せるなどホットラインを活用する。

### 4.3 台風による災害（暴風・高潮・大雨）

#### (1) 台風（暴風・高潮・大雨）時の防災対応の流れ





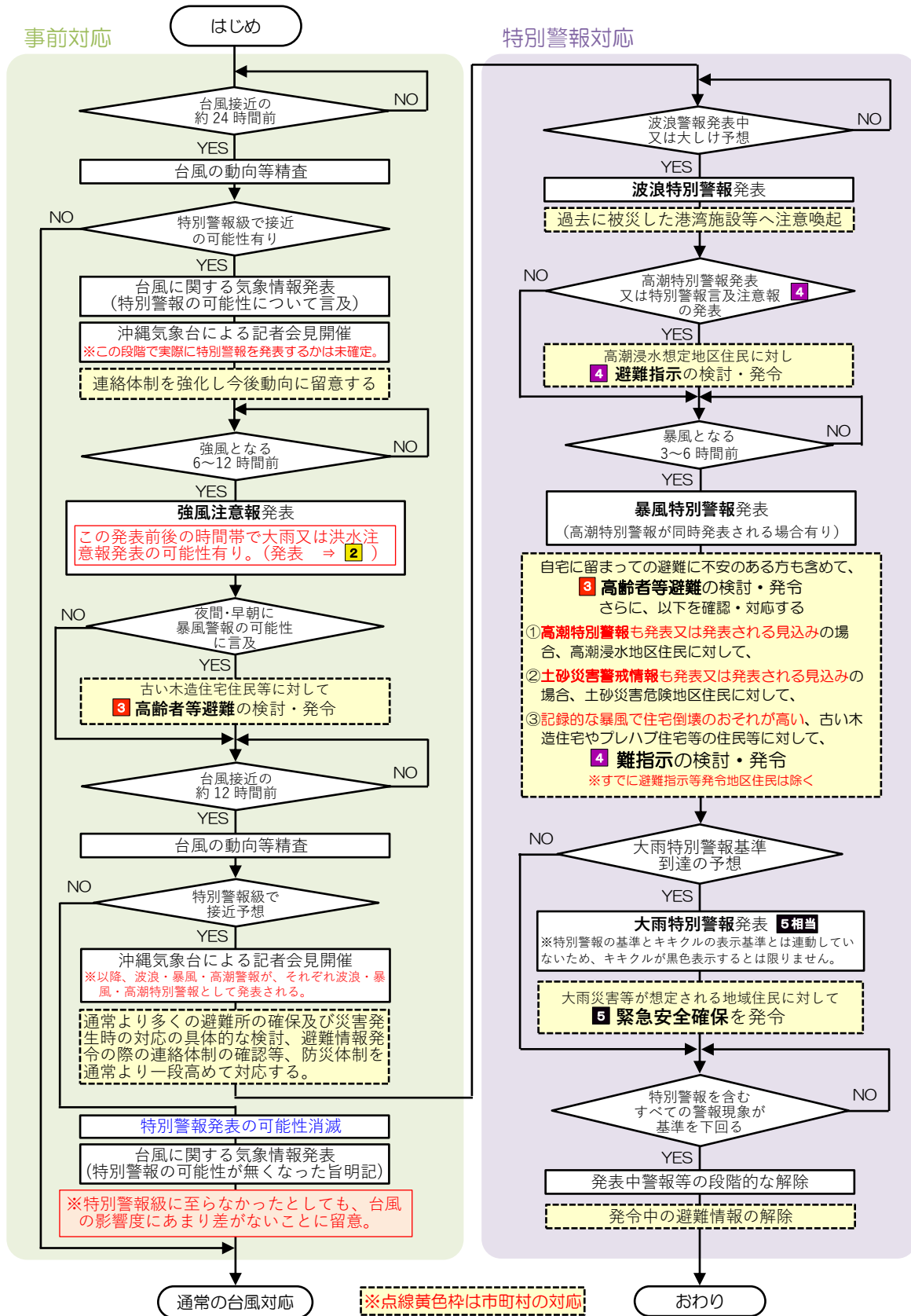
## (2) 台風（暴風・高潮・大雨）時のタイムライン

情報の発表 タイミング	防災気象情報等	防災体制／防災対応	防災対応の判断条件
台風の影響が予想される約5日前	早期注意情報 (警報級の可能性)	○要配慮者支援に関わる対応等確認 ○災害発生時の防災対応の確認	○暴風の警報級の可能性[中]以上 ⇒ <b>1</b> ○高潮の警報級の可能性[中]以上 ⇒ <b>1</b>
台風接近の 2～3 日前	台風に関する気象情報 (1～2 回/日)	○防災体制及び避難情報発令に関わる連絡体制等確認 ○要配慮者への支援者及び関連施設の連絡体制確認 ○台風進路予報から想定される災害と発生場所を確認。	○台風に関する気象情報の発表⇒ <b>1</b> ○当該地方に台風接近のおそれがある。 ○波浪注意報の発表
台風接近の 1～2 日前	台風説明会の開催	<b>体制1</b> ○今後の防災体制の確認と人員確保 ○台風情報の周知と早めの台風対策の呼びかけ	○台風進路、規模、強さや過去の災害事例から、高潮による被害が発生するおそれがある。 ○当該地方が高潮災害のおそれがある。
うねりを伴った高波の予想	波浪注意報発表	○マリレジャー関連施設等へうねりを伴った高波に注意するよう呼びかけ	○うねりを伴った高波のおそれがある。
最大風速 50m/s 以上の台風接近予想の約 24 時間前	沖縄気象台による記者会見開催	<b>体制2</b> ●避難所を開設し <b>3</b> 高齢者等避難の検討・発令 ○危険家屋(古い木造住宅、プレハブ住宅)の住民に対して明るいうちの早めの自主避難の呼びかけ	○台風の規模・強さ等から、台風がかなり接近すると被害が甚大化するおそれがある。 ○最大瞬間風速 60m/s 以上では電柱の折損や古い木造家屋の倒壊の可能性が高くなる。
特別警報級の台風の中心が到達すると予想される約 24 時間前	沖縄気象台による記者会見開催及び特別警報の可能性に言及した気象情報の発表	※特別警報発表の可能性がある。以後、特別警報級の台風災害対応タイムラインを参照。 ※特別警報発表の可能性がなくなった場合は、以降を対応。	
強風となる約 6～12 時間前	強風注意報発表  夜間・早朝までに暴風警報発表の可能性有り	○風が強まってからの高所での台風対策は危険の呼びかけ ○いつでも避難できるように避難準備の呼びかけ  <b>体制2</b> ●避難所開設及び <b>3</b> 高齢者等避難の検討・発令 ○高齢者等への避難の呼びかけ	○台風の接近で風が強まる予想である ○注意報の危険度を色分けした時系列から避難は日中の明るい時間帯に行く必要がある  ○夜間・早朝に暴風警報発表のおそれがある ○大雨注意報や洪水注意報、高潮注意報発表の可能性もある
大雨による土砂災害・浸水害・洪水害のおそれがある	大雨注意報又は洪水注意報発表	○過去に浸水害や洪水害が発生した箇所の点検 ○浸水害想定地区住民に対し避難の準備等呼びかけ	○大雨注意報・洪水注意報の発表⇒ <b>2</b> ○衛星画像やレーダー画像からまとまった雨雲が接近中である
潮位が高潮注意報基準に到達すると予想される約 3～6 時間前	高潮注意報発表  高潮警報に切り替える可能性が高い旨言及	<b>体制2</b> ●避難所開設及び <b>3</b> 高齢者等避難の検討・発令 ○浸水想定区域の高齢者等に対し避難の呼びかけ  <b>体制3</b> ●避難所開設及び <b>4</b> 避難指示の検討・発令 ○潮位観測情報、監視対象区域の潮位に注視 ○浸水想定区域住民に対し立退き避難の呼びかけ	○高潮警報切り替えの可能性が高い旨に言及(言及有りの場合 ⇒ <b>3</b> 相当) ○台風の暴風域が当地域にかかる予想がある  ○高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及 ○暴風(警報級の時間帯や予想潮位は危険度を色分けした時系列を参照)
暴風となる約 6 時間前	暴風警報発表	<b>体制4</b> ●避難所開設及び <b>3</b> 避難指示の検討・発令 ○防災行政無線等で高齢者等避難の呼びかけ ○不要不急の外出は控え台風情報に留意するよう呼びかけ  右記の①～③に該当した場合は、避難指示の対応を検討。 ①高潮浸水想定地区住民に対して、 ②土砂災害危険地区住民に対して、 ③古い木造住宅やプレハブ住宅等、自宅での避難に不安のある住民に対して、 ● <b>4</b> 避難指示の検討・発令	○暴風警報が発表された。 ※暴風警報自体は、特に避難情報に対応づけられてはいないが、今後、暴風で避難が困難となる状況を考慮した対応を検討する。  以下の場合は、避難指示の対応を検討する。 ①高潮警報も発表された、または今後発表される可能性が高い旨に言及した注意報が発表。 ②土砂災害警報が発表された、または発表される可能性がある。 ③最大瞬間風速 60m/s 以上の予想があり、古い木造住宅等の倒壊のおそれがある。
暴風の最中災害が切迫・発生	大雨特別警報発表又は災害が発生	<b>体制4</b> ● <b>5</b> 緊急安全確保の検討・発令 ○立退き避難は危険な状況を想定し、屋内での緊急安全確保行動に最善を尽くすように呼びかけ	○暴風警報発表中で、大雨特別警報が発表された。 ○災害発生の情報を受け、今後の状況からさらなる災害が切迫と判断。 ※「記録的短時間大雨情報」や「線状降水帯発生に関する気象情報」が発表された場合には、その可能性が高まっていると判断。
台風が遠ざかり発表中警報等も基準未満となる	発表中警報の解除	<b>体制0</b> ○発令中の避難情報の解除 ○災害復旧作業が必要な場合は、体制を継続し復旧作業等に当たる。	○発表中警報がすべて解除された。 ○災害が発生し復旧作業等が必要である

※各場面で、必要に応じて気象台へ気象状況等を問合せなどホットラインを活用する。

#### 4.4 特別警報級の台風による災害（暴風・高潮・大雨）

##### (1) 特別警報級の台風（暴風・高潮・大雨）時の防災対応の流れ



(2) 特別警報級の台風（暴風・高潮・大雨）時のタイムライン

情報のタイミング	防災気象情報等	防災体制／防災対応	防災対応の判断条件
特別警報級の台風の中心が到達すると予想される約24時間前	沖縄気象台による記者会見開催及び特別警報の可能性に言及した気象情報の発表	<b>体制2</b> ○防災対応等要員の確保及び連絡体制の確認 ○要配慮者関係者及び関連施設等の連絡先確認	○台風進路、規模、強さや過去の同規模の台風事例から、甚大な災害の発生するおそれがある。 ※この段階では、実際に特別警報を発表するかは未確定であることに留意。
強風となる約6～12時間前	強風注意報発表 夜間・早朝までに警報に切り替える可能性有り	○風が強まる前までに台風対策を完了するよう呼びかけ <b>体制2</b> ●避難所の開設及び <b>3</b> 高齢者等避難の検討・発令 ○高齢者等への避難の呼びかけ	○強風注意報の発表自体は特に警戒レベルに対応するものではないが、 ○発表中の注意報で「○○日明け方までに暴風警報に切り替える可能性が高い」の記述がある。
潮位が高潮注意報基準に到達すると予想される約3～6時間前	高潮注意報発表（警報に切り替える可能性に言及） 夜間・早朝までに警報に切り替える可能性有り	<b>体制2</b> ●避難所の開設及び <b>3</b> 高齢者等避難の検討・発令 ○高齢者等への避難の呼びかけ <b>体制3</b> ●避難所の開設及び <b>4</b> 避難指示の検討・発令 ○高潮浸水想定区域の住民に対し避難の呼びかけ	○高潮警報に切り替える可能性に言及⇒ <b>3相当</b> ○台風の暴風域が当地域にかかる予想 ○警報・注意報の危険度を色分けした時系列から警報の可能性が夜間・早朝である。
特別警報級の台風の中心が到達すると予想される約12時間前	沖縄気象台による記者会見開催 ※以後、波浪、暴風、高潮が特別警報として発表される。	<b>体制3</b> ●避難所の開設及び <b>3</b> 高齢者等避難の検討・発令 ○通常より一段高い防災体制を検討 ○古い木造住宅等住民に対し自主避難の呼びかけ ○住民に対して暴風対策を万全に行うよう周知	○沖縄気象台が記者会見を開催。特別警報の発表について言及し最大級の警戒呼びかけ。 ○波浪特別警報が発表又は発表中の波浪警報が波浪特別警報として発表された。 ○記録的な暴風により被害が拡大すると判断。
接近する台風が特別警報級ではなくなった	台風情報の発表（特別警報の可能性が無くなった旨の記述）	※特別警報が発表されなくても、引き続き警報級の現象が予想され、影響度にあまり差がないことに留意する。（通常の台風災害対応のタイムラインへ復帰）	
潮位が高潮警報基準に到達すると予想される約3～6時間前	高潮特別警報発表 暴風特別警報発表中	<b>体制4</b> ●避難所の開設及び <b>4</b> 避難指示の検討・発令 ○高潮浸水想定区域の住民に対し避難の呼びかけ ● <b>5</b> 緊急安全確保の検討・発令 ○屋内での緊急安全確保の呼びかけ	○高潮特別警報が発表された。 ○記録的な暴風下での高潮で被害が拡大するおそれがある。 ○記録的な暴風で立ち退いての避難は非常に危険であると判断
暴風となる約3～6時間前	暴風特別警報発表	<b>体制4</b> ●避難所の開設及び <b>4</b> 避難指示の検討・発令 ●古い木造住宅等住民に対し避難の呼びかけ。 ○自宅での避難に不安のある方へ自主避難の呼びかけ ○不要不急の外出を控え台風情報に留意するよう呼びかけ 右記①～②に該当した場合は、避難指示を追加検討。 ①高潮浸水想定地区住民に対して、 ②土砂災害危険地区住民に対して、 ● <b>4</b> 避難指示の検討・発令	○暴風特別警報が発表された。 ○記録的な暴風で古い木造住宅やプレハブ等の倒壊のおそれがある。 以下の場合も対応を検討 ①高潮特別警報が発表された、または発表される可能性が高い旨に言及した注意報の発表。 ②土砂災害警戒情報が発表された、または発表される可能性がある。
記録的な暴風の最中、災害が切迫・発生	大雨警報（土砂災害、浸水害）、洪水警報、土砂災害警戒情報	<b>体制4</b> ●避難所の開設及び <b>5</b> 緊急安全確保の検討・発令 ○立退き避難は危険な状況を想定し、屋内での緊急安全確保行動に最善を尽くすように呼びかけ	○暴風特別警報発表中に、大雨特別警報もは票された。 ○災害発生の連絡を受け、今後の状況からさらなる災害が切迫と判断。 ※「記録的短時間大雨情報」や「線状降水帯発生に関する気象情報」が発表された場合には、その可能性が高まっていると判断。
台風が遠ざかり発表中警報等も基準未達となる	発表中特別警報等の解除	<b>体制0</b> ○発令中の避難情報の解除 ○災害復旧作業が必要な場合は、体制を継続し復旧作業等にあたる。	○発表中の特別警報、警報がすべて解除された。 ○災害が発生し復旧作業等が必要である。

※各場面で、必要に応じて気象台へ気象状況等を問合せなどホットラインを活用する。

#### 4.5 段階的に発表される防災気象情報と対応する行動等

##### (1) 大雨時の5段階の警戒レベルと防災気象情報

気象状況	大雨の 数日～1日前	大雨の 半日～数時間前	大雨の 数時間～2時間程度	雨が激しくなり 災害発生危険性大	数十年に 一度の大雨	
気象庁等の情報	●早期注意情報 (警報級の可能性) ●大雨に関する気象情報 (「線状降水帯」可能性言及情報を含む)	●大雨注意報 ●洪水注意報	●大雨注意報 (大雨警報切替可能性高) ●大雨注意報 (夜間～翌早朝に大雨警報 (土砂災害) 切替可能性高) ●大雨警報 ●洪水警報	●大雨に関する気象情報 (警報等を補足) ●顕著な大雨に関する気象情報 (「線状降水帯」発生) ●記録的短時間大雨情報 ●土砂災害警戒情報	●大雨特別警報	
キキクル (危険度分布) 河川関連		注意 氾濫注意情報	警戒 氾濫警戒情報	危険 氾濫危険情報	災害切迫 氾濫発生情報	
市町村の 対応	・心構えを一段高める ・職員との連絡体制確認	第1次 防災体制 (連絡要員配置)	第2次 防災体制 (高齢者等避難発令を判断できる体制)	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示発令を判断できる体制)	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない
住民が取るべき行動	災害への心構えを高める	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外も必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	危険な場所から全員避難 ・安全な避難ができる時間帯で避難を完了しておく。	命の危険直ちに安全確保! ・すでに安全な避難ができず、命の危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	
警戒レベル	1	2	3	4	5	

※「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成したものをアレンジ

##### (2) 台風時の5段階の警戒レベルと防災気象情報

気象状況	台風発生	台風接近 5日前	台風接近 3～2日前	台風接近 2～1日前	台風接近 12時間前	台風接近	災害が切迫 又は発生
気象庁等の情報	●24時間以内に台風が発達する熱帯低気圧に関する気象情報 (接近予想有りの場合) ●全般台風情報・台風経路図等提供開始	●早期注意情報 (警報級の可能性) ●波浪注意報 ●強風注意報	●台風に関する気象情報 (「線状降水帯」可能性言及情報を含む) ●大雨・洪水注意報 ※警報等対応は上表も参照。	●台風説明会 ●高潮注意報	●記者会見 (可能性) ●台風に関する気象情報 (特別警報の可能性に言及)	●強風注意報 (夜間～翌早朝に暴風警報の可能性に言及) ●高潮注意報 (高潮警報に切り替える可能性が高い) ●波浪警報 ●暴風警報 ●高潮警報	※暴風警報等発表後に加えて以下の場合 ●大雨警報・特別警報 ●洪水警報 ●記録的短時間大雨情報 ●顕著な大雨に関する情報 ●災害が発生 など
特別警報 対応						●波浪特別警報 ●暴風特別警報 ●高潮特別警報	※通常、警報として発表されるものが特別警報として発表される。
市町村の 対応	・情報収集に努め、接近の可能性等を確認する。	・心構えを一段高める ・職員との連絡体制確認	第1次 防災体制	第2次 防災体制	高齢者等避難 第3次 防災体制	避難指示 第4次 防災体制	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない
住民が取るべき行動	台風への備え 台風対策の実施 ・風で飛ばされそうなものの片づけ及び運付けが脆弱な箇所の補強。	自らの避難行動 確認 ・防災グッズの確認、避難所及び避難ルートの確認等。	早めの 自主避難 ・高齢者等以外の住民も早めの自主避難を検討する。	暴風となる前に 避難を完了 ・暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	命の危険直ちに安全確保! ・すでに安全な避難は不可。命が危険な状況。今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。		
警戒レベル			1	2	3	4	5

※「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)の高潮のみ参照。その他は、独自に想定し作成した。